

第1章 現況調査

1. 自然的条件

1) 位置

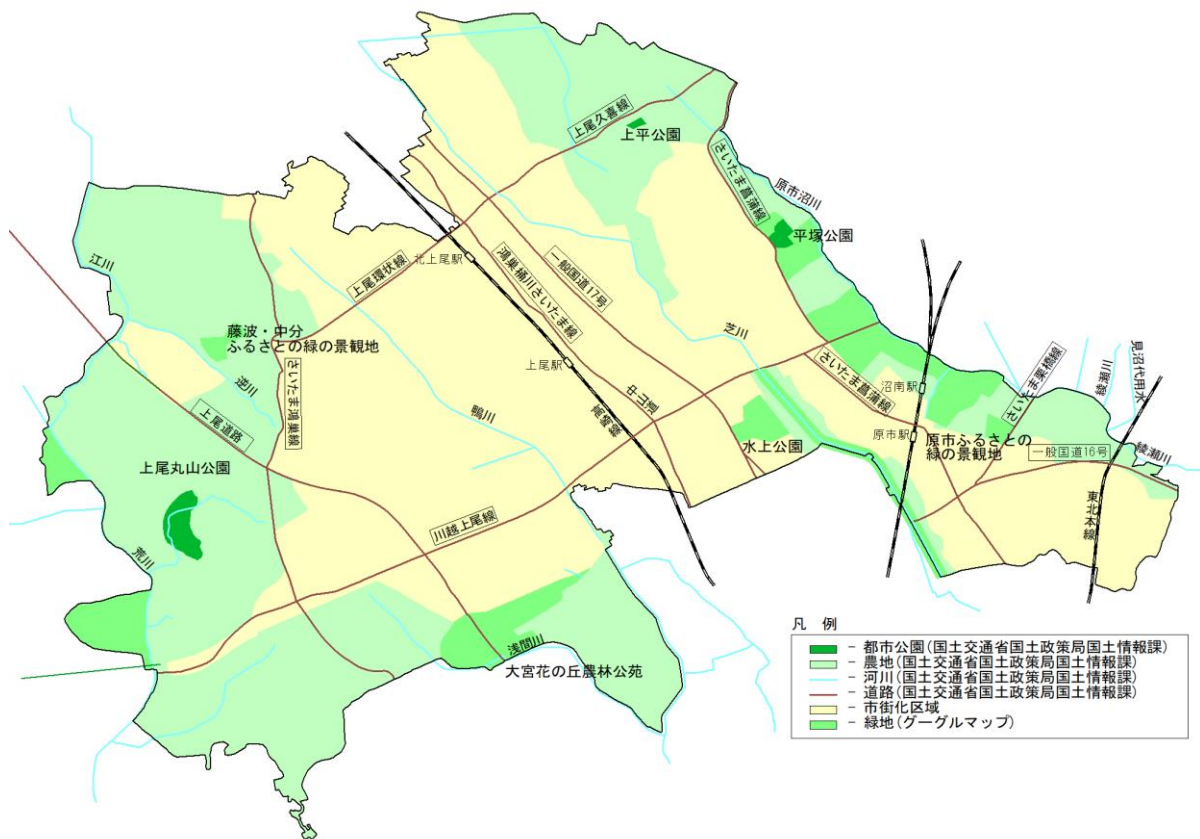
埼玉県南東部に位置し、東京都心から35kmの距離にあります。東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。面積は45.51km²、東西の距離は10.48km、南北は9.32kmです。

2) 地勢

大宮台地の中央部に位置する起伏の少ない平坦な地形で、西境に荒川、東境に綾瀬川、中心部に鴨川と芝川が平行して流れています。海拔は概ね15.4mで、最も高い場所で約20m、低い場所で約9mです。地質は関東ローム層で、農耕に適した関東平野が広がっています。市の周辺部にはクヌギやコナラなどの雑木林が残り豊かな自然環境を有していますが、近年の都市化の進行により宅地が増加し、農地や緑地が減少する傾向にあります。

3) 緑の分布

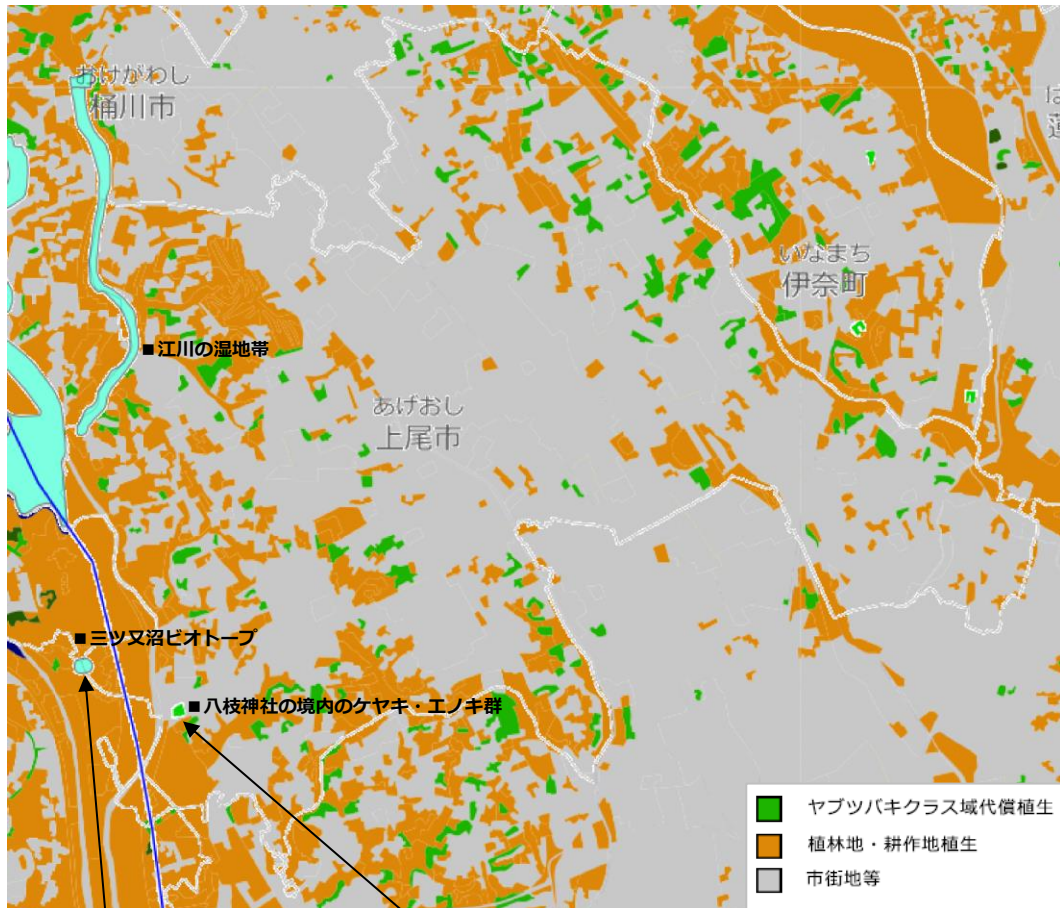
東西の市境を走る川（荒川、綾瀬川）を中心に、緑地や畑が広がっています。中央部では鉄道や幹線道路が形成され、開発が進んでいます。また、市の南部においても、鴨川、芝川を中心に緑地が形成されています。



4) 生態系

市域の多くの部分は市街地等が占めています。東西及び南側西半分の市境には植林地・耕作地植生が見られます。また、植林地・耕作地植生の周辺には、ヤブツバキクラス域代償植生が点在しています。

また、環境省が実施する自然環境保全基礎調査においては、湿地の分布地域として江川下流の湿地帯や荒川と入間川のかつての合流点付近の旧流路の一部である「三ツ又沼ビオトープ」、巨樹・巨木林の分布地域として、八枝神社の境内のケヤキ・エノキ群（市指定の天然記念物）が報告されています。



(出典) 生物多様性センター



三ツ又沼ビオトープ

(国土交通省 荒川上流河川事務所 HP より)



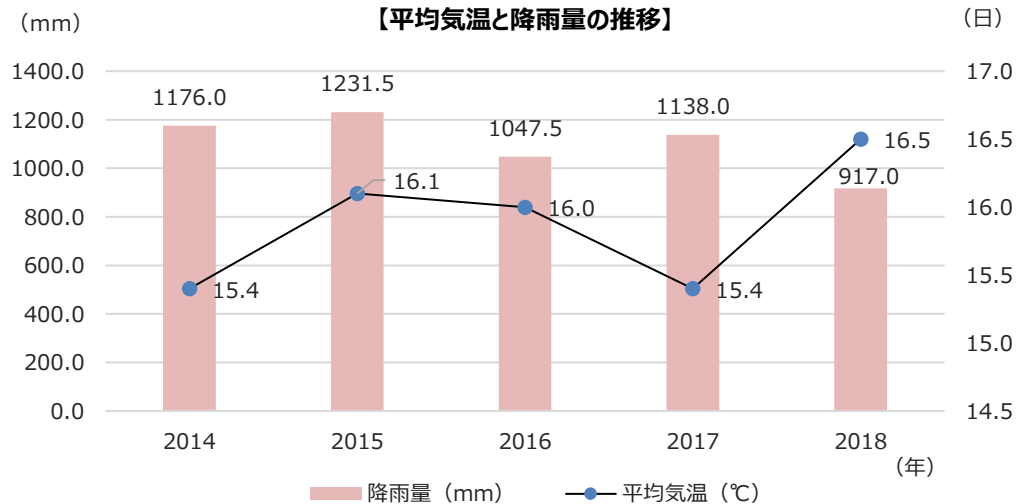
八枝神社の境内ケヤキ・エノキ群

(上尾市 HP より)

5) 気候

①過去5年間の平均気温と降水量の推移

平均気温については15.4℃～16.5℃と約1℃の温度差の間で推移していますが、降水量については917mm～1,231.5mmと年によってばらつきが見られます。

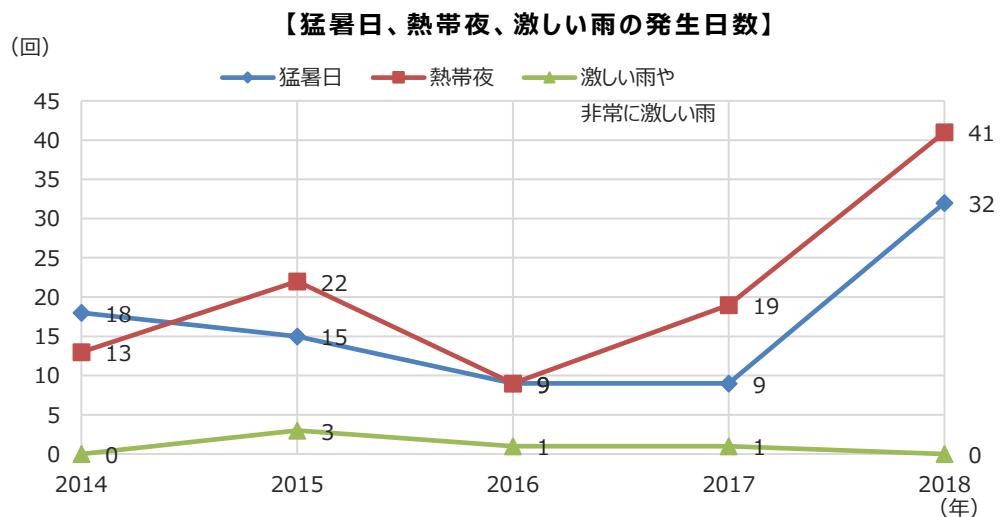


(出典) 統計あげお平成30年版

②過去5年間の猛暑日、熱帯夜の日数、集中豪雨の発生日数

降水量の推移において2015年における降水量が多くなっていますが、同年における「激しい雨や非常に激しい雨」の回数が3回と他の年に比べ多くなっています。

また、2018年においては、猛暑日32日、熱帯夜41日と直近の5年間で比べると非常に日数が上昇しています。



猛暑日	最高気温が35℃以上の日
熱帯夜	最低気温が25℃以上の日
激しい雨	1時間に30mm以上50mm未満の雨。
非常に激しい雨	1時間に50mm以上80mm未満の雨。

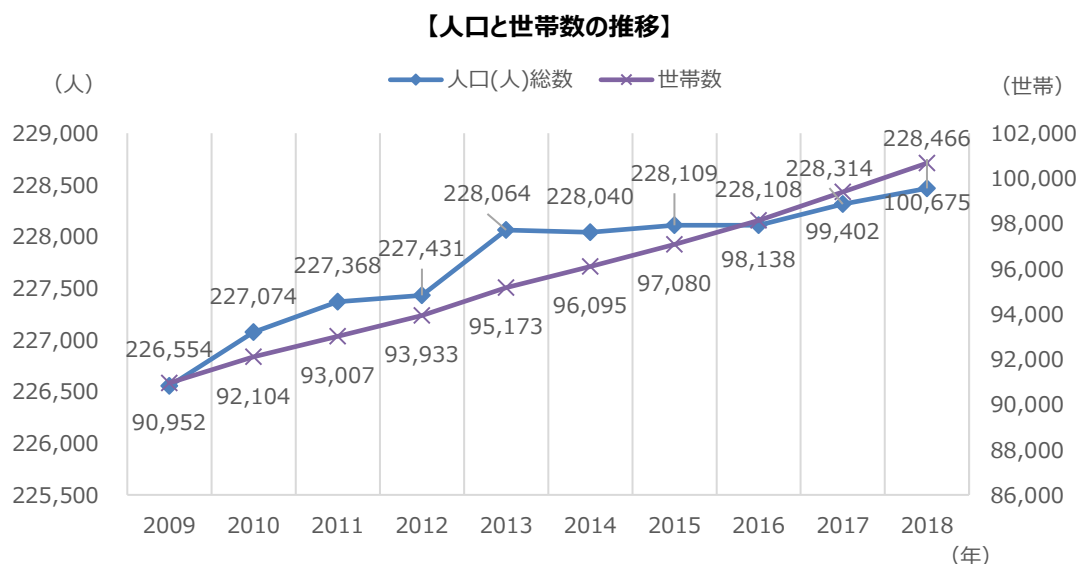
(出典) 上尾市消防本部資料

2. 社会的条件

1) 人口

①過去 10 年間の人口と世帯数の推移

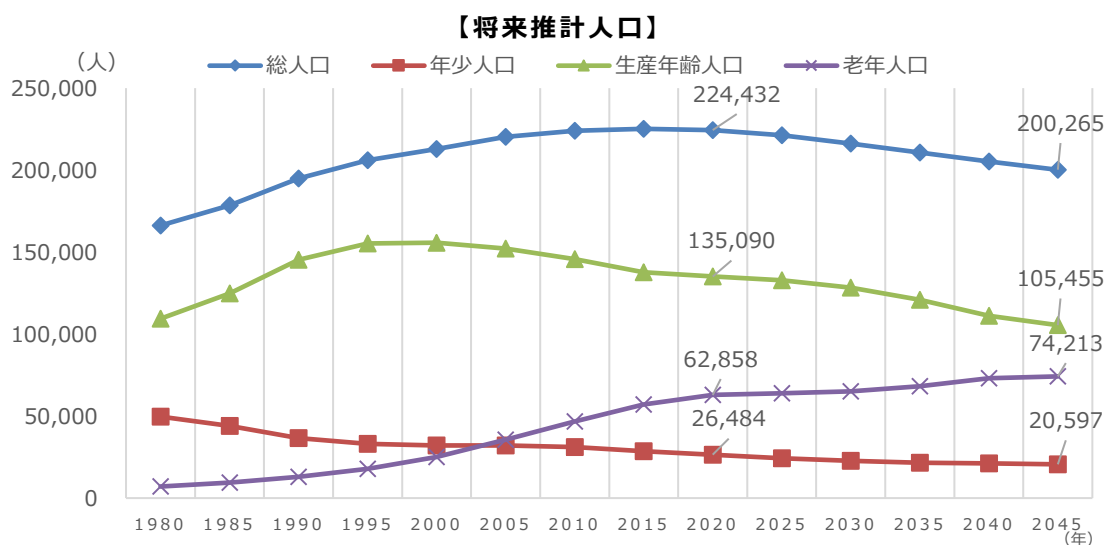
この 10 年間人口は増え続け、2018 年では 228,466 人となっています。また、世帯数も同様に増え続け、2018 年では 100,675 世帯となっています。1 世帯当たり人員数でみると 2009 年の 2.49 人から 2018 年 2.27 人へと減少しており、核家族化や少子化の進展がうかがわれます。



(出典) 統計あげお平成 30 年版

②将来推計人口

2020 年(見込み)と比べ 2045 年において、総人口で 10.8%、生産年齢人口 21.9%、年少人口 22.2%の減少がそれぞれ見込まれ、老年人口は 18.1%増加することが見込まれています。



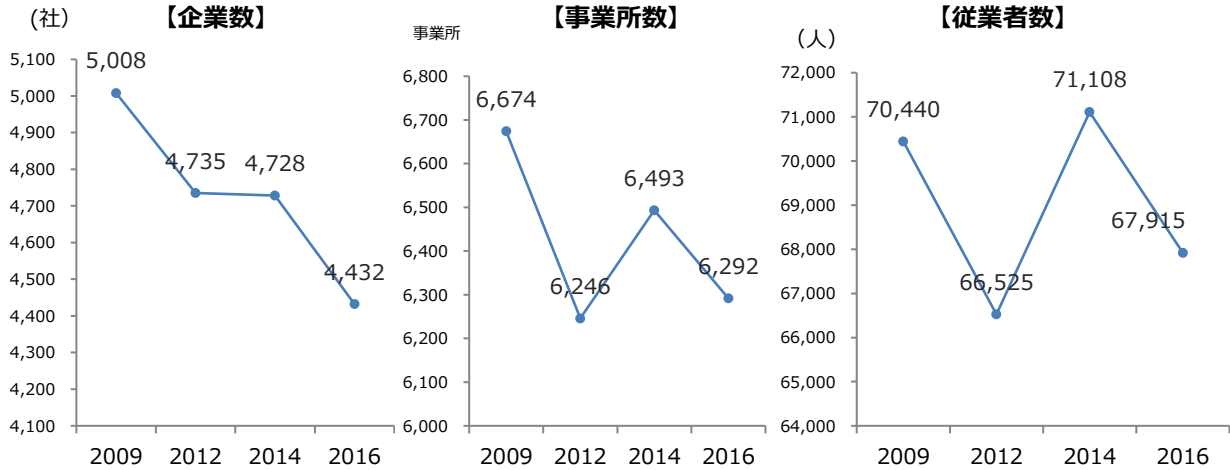
(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成 30 年 3 月公表)に基づく推計値

2) 産業

①企業数・事業所数・従業者数の推移

企業数については、2009年以降減少傾向にあります。事業所数、従業者数については、2014年に増加後、減少しています。



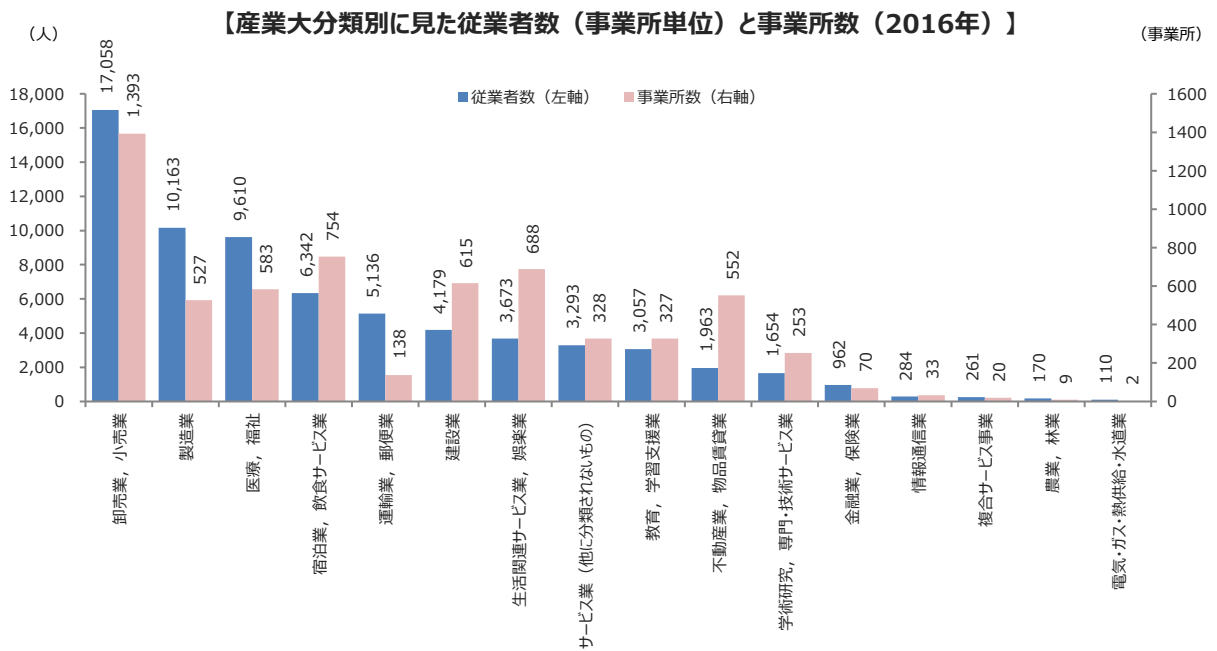
(出典) 総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工

【注記】 企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業者数は事業所単位の数値

②産業大分類別に見た従業者数（事業所単位）と事業所数

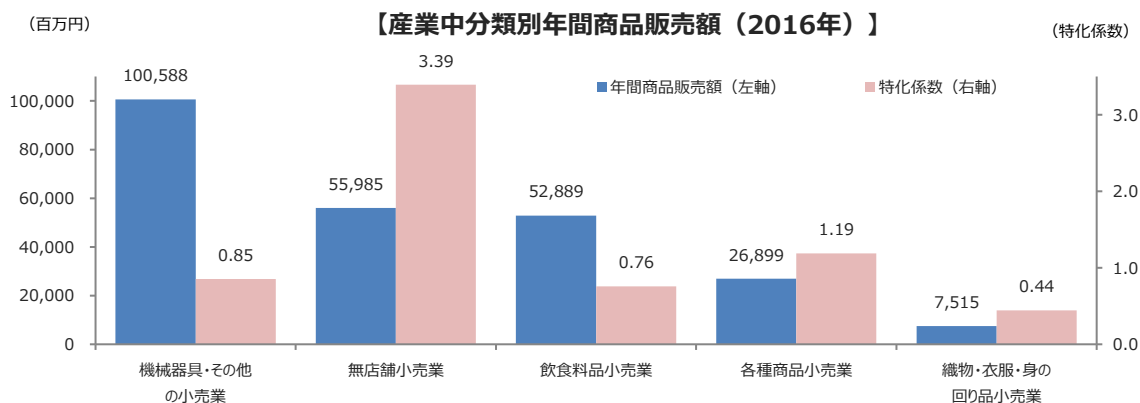
産業大分類別の事業所数で見ると、「卸売業・小売業」が1,393事業所と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が754事業所となっています。従業者数では、「卸売業・小売業」が17,058人で最も多く、次いで「製造業」10,163人となっています。

(出典) 総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工



③産業中分類別年間商品販売額（小売業）

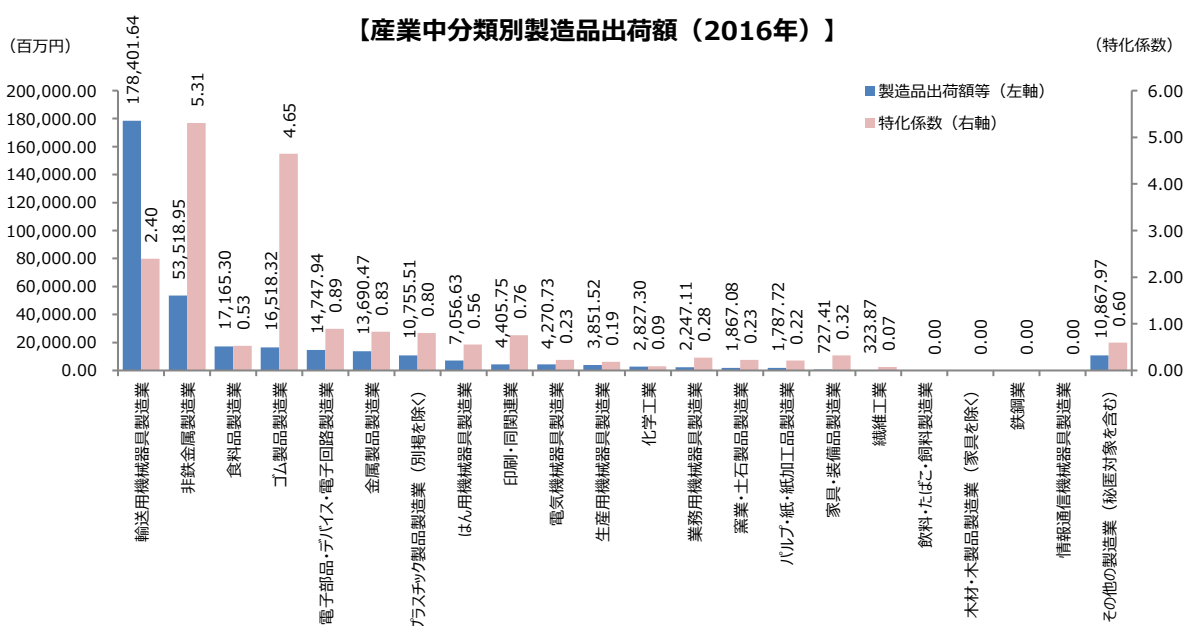
産業中分類別年間商品販売額をみると、「機械器具・その他の小売業」が1,005億8,800万円で最も多く、自動車ディーラー、家電量販店、家具量販店などの販売額が大きいものと考えられます。また、「無店舗小売業」における特化係数が3.39と大きくなっており、小売業の販売額に占めるカタログ販売やインターネット販売の割合が大きいと考えられます。



(出典) 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

④産業中分類別製造品出荷額（製造業）

産業中分類別製造品出荷額をみると、「輸送用機械器具製造業」が1,784億164万円と最も多くなっており、自動車、トラック、自転車等の輸送用機械、同付属品の製造が盛んです。特化係数で見ると、「非鉄金属製造業」、「ゴム製品製造業」が高くなっており、製造業の出荷額に占める自動車用製品、タイヤ・チューブ等の出荷額の割合が高いと考えられます。



(出典) 経済産業省「工業統計調査」総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

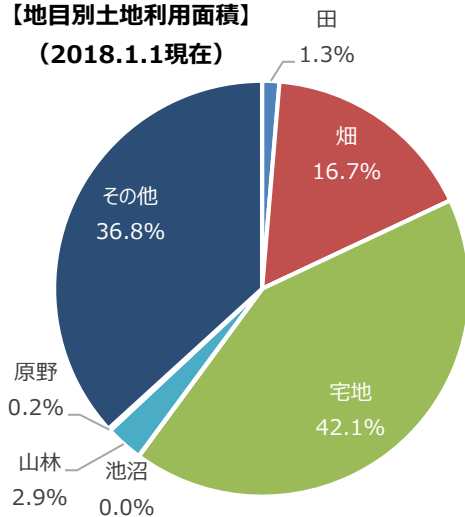
3) 土地の利用状況

①地目別土地利用面積

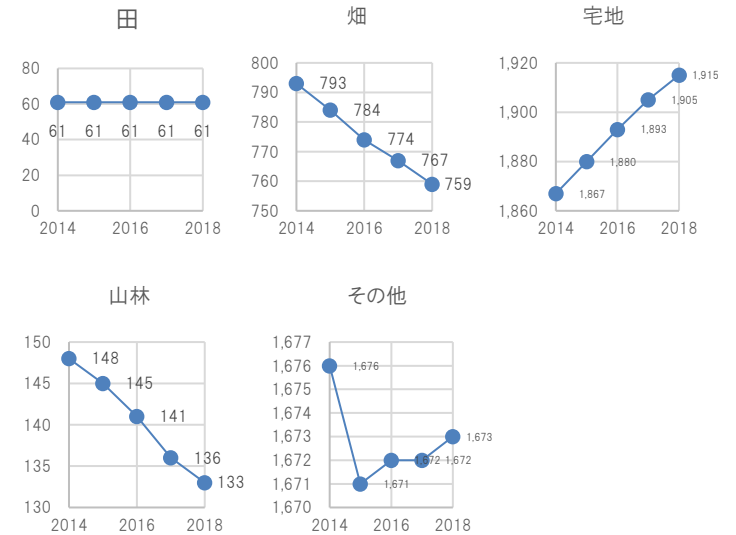
地目別の土地利用状況についてみると、「宅地」が42.1%と最も多く、次いで「その他」36.8%、「畑」16.7%となっています。

(単位：ha)

【地目別土地利用面積】
(2018.1.1現在)



【地目別土地利用面積の推移】(2014~2018年)



(出典) 統計あげお平成 30 年版

②用途地域別指定面積

用途地域別の指定面積の構成割合についてみると、市街化区域が55.5%、市街化調整区域が44.5%となっています。用途地域における内訳についてみると、住居系地域が78.3%、商業系地域が3.0%、工業系地域が18.7%となっています。

【用途地域別指定面積】(2019.3.1日現在)

土地利用の種類	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		
市街化区域	2,527.0	55.5
市街化調整区域	2,028.0	44.5
都市計画区域 計	4,555.0	100.0

土地利用の種類	面積(ha)	構成比(%)
用途地域		
第一種低層住居専用地域	861.0	34.4
第二種低層住居専用地域	17.4	0.7
第一種中高層住居専用地域	264.2	10.5
第二種中高層住居専用地域	52.8	2.1
第一種住居地域	371.3	14.8
第二種住居地域	305.4	12.2
準住居地域	91.1	3.6
住居系地域 計	1,963.2	78.3
近隣商業地域	31.3	1.3
商業地域	42.3	1.7
商業系地域 計	73.6	3.0
準工業地域	219.0	8.8
工業地域	219.7	8.8
工業専用地域	26.4	1.1
工業系地域 計	465.1	18.7

(出典) 統計あげお平成 30 年版

③都市公園整備状況

開設済みの公園で見ると、合計 133 の公園及び緑地が開設されており、平成 30 年 3 月 31 日現在における一人当たり公園面積は 3.92 m²となっています。平成 28 年度末でみると埼玉県内では 41 番目、県平均は 6.87 m²となっています。

【都市公園総括表】(2018.3.31 日現在) (出典) みどり公園課資料

種類種別		都市計画決定公園		開設公園		内 容	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
基幹公園	住区基幹公園	61	13.01	124	15.11	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1カ所当たり面積 0.25ha を標準とする。	
	近隣公園	4	7.00	4	5.85	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1カ所当たり面積 2ha を標準とする。	
	地区公園	1	5.00	1	3.64	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1カ所当たり面積 4ha を標準とする。	
	都市基幹公園	2	39.60	2	26.99	都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積 10~50ha を標準とする。	
	運動公園	1	39.20	1	37.10	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積 15~75ha を標準とする。	
都市緑地		1	0.90	1	0.90		
計		70	104.71	133	89.59		
上尾市の人口		228,387 人				平成 30 年 3 月 31 日現在	
一人当たり公園面積		4.58 m ²		3.92 m ²		上尾市都市公園条例第 2 条で規定された標準面積 市町村内 10 m ² /人 市街地内 5 m ² /人	

【一人当たり都市公園面積】(2017.3.31 日現在) (出典) 埼玉県都市公園調査

順位	市町村	1人当たり公園		順位	市町村	1人当たり公園		順位	市町村	1人当たり公園	
		面積 (m ² /人)	都市公園 開設面積 (ha)			面積 (m ² /人)	都市公園 開設面積 (ha)			面積 (m ² /人)	都市公園 開設面積 (ha)
	全 県	6.87	5,006.00								
1	滑川町	160.54	288.98	22	白高市	7.30	40.87	43	富士見市	3.60	39.98
2	小鹿野町	129.56	116.60	23	久喜市	7.19	110.68	44	入間市	3.44	50.90
3	吉見町	110.26	220.52	24	深谷市	6.74	92.36	45	蓮田市	3.33	21.01
4	神川町	39.97	51.96	25	嵐山町	6.47	11.65	46	小川町	3.29	10.20
5	秩父市	38.75	197.65	26	狭山市	6.27	95.97	47	川口市	3.17	189.11
6	寄居町	25.46	86.57	27	鳩山町	5.98	8.37	48	春日部市	3.06	72.22
7	熊谷市	24.67	490.96	28	皆野町	5.76	4.03	49	三郷市	2.94	40.83
8	上里町	22.06	68.39	29	伊奈町	5.36	23.58	50	桶川市	2.75	20.62
9	東松山市	18.89	169.99	30	さいたま市	5.12	658.45	51	越谷市	2.58	87.61
10	飯能市	17.25	119.02	31	宮代町	5.10	17.35	52	朝霞市	2.21	30.22
11	羽生市	16.71	91.92	32	鴻巣市	5.04	60.03	53	八潮市	2.15	18.89
12	松伏町	14.57	43.71	33	毛呂山町	4.90	17.14	54	草加市	1.93	47.63
13	行田市	13.32	109.21	34	川越市	4.70	165.33	55	蕨市	1.87	13.84
14	加須市	12.18	138.84	35	白岡市	4.44	23.08	56	ふじみ野市	1.82	20.77
15	北本市	10.33	69.22	36	志木市	4.29	32.58	57	新座市	1.64	26.83
16	本庄市	9.89	77.15	37	坂戸市	4.16	42.02	58	ときがわ町	1.61	1.93
17	戸田市	9.79	135.15	38	杉戸町	4.13	19.02	59	横瀬町	1.44	1.15
18	越生町	9.57	9.57	39	鶴ヶ島市	4.09	28.20	60	三芳町	0.50	1.89
19	幸手市	8.61	44.77	40	所沢市	3.97	135.47	61	長瀨町	-	-
20	吉川市	7.95	56.47	41	上尾市	3.93※	89.59	61	東秩父村	-	-
21	川島町	7.66	16.09	41	和光市	3.93	31.86	61	美里町	-	-

※一人当たり公園面積について、みどり公園課資料との差は、端数処理方法の違いによるものです。

4) 交通

市内には鉄道駅が4か所あり、平成29年度における1日の平均乗車人員は、約6万人に及びます。また、平成29年の路線バスにおける1日平均乗車人員は2万5千人となっています。

コミュニティバス「ぐるっとくん」については、路線の再編があった平成28年度以降の総乗客数についてみると、平成28年度427,475人、平成29年度443,082人、平成30年度468,262人と増加傾向が見られます。

また、平成27年の市内の主要道路における24時間自動車類の交通量は、一般国道17号（上尾市東町2丁目3-16）で約55,000台、川越上尾線（上尾市泉台3丁目2-9）で約21,000台となっています。

平成30年度における、市内の自動車登録台数、軽自動車登録台数はそれぞれ79,119台、50,368台となっています。

【市内鉄道駅における平均乗車人員】

1 上尾駅の1日平均乗車人員

年 度	総 数 (人)	総数 対前年比 (%)	定 期	定 期 外
平成25年度	41,849	102.1	30,310	11,539
26	41,168	98.4	29,615	11,553
27	41,770	101.5	30,090	11,679
28	41,747	99.9	30,137	11,609
29	42,010	100.6	30,150	11,860

資料 東日本旅客鉄道㈱

注 平均乗降人員=平均乗車人員×2。以下同様。

2 北上尾駅の1日平均乗車人員

年 度	総 数 (人)	総数 対前年比 (%)	定 期	定 期 外
平成25年度	15,150	102.7	11,726	3,424
26	14,961	98.8	11,499	3,462
27	15,397	102.9	11,849	3,548
28	15,495	100.6	11,949	3,545
29	15,731	101.5	12,139	3,592

資料 東日本旅客鉄道㈱

3 ニューシャトルの1日平均乗車人員

単位:人

年 度	原 市 駅				沼 南 駅			
	総数	総数 対前年比 (%)	定 期	定期外	総数	総数 対前年比 (%)	定 期	定期外
平成25年度	1,176	101.8	644	532	1,936	102.9	1,300	636
26	1,201	102.1	668	533	1,890	97.6	1,275	615
27	1,273	106.0	693	580	1,933	102.3	1,292	641
28	1,312	103.1	722	590	1,944	100.6	1,318	626
29	1,401	106.8	795	606	1,950	100.3	1,332	618

資料 埼玉新都市交通㈱

(出典) 統計あげお平成30年版

【市内路線バスの1日平均乗車人員】

(単位：人)

路線名	平成29年度
上尾駅東口～宮原駅入口～大宮駅東口	5,468
上尾駅東口～ガンセンター	646
上尾駅東口～平塚	1,107
上尾駅東口～ガンセンター～蓮田駅西口	92
上尾駅東口～日本薬科大学～蓮田駅西口	1,118
上尾駅東口～六道～伊奈総合高校 上尾駅東口～六道～羽貫駅	746
上尾駅東口～小室志久～伊奈役場	1,265
上尾駅東口～沼南駅前～東大宮駅	180
上尾駅東口～県営砂団地～東大宮駅	185
上尾駅西口～平方～埼玉医大	61
上尾駅西口～日産デパート前～丸山公園	97
上尾駅西口～日産デパート前～平方	68
上尾駅西口～日産デパート前～リハビリセンター	102
川越駅～埼玉医大～上尾駅西口	1,311
川越駅～埼玉医大～平方	94

路線名	平成29年度
上尾駅西口～西柏座～西上尾第一団地	1,112
上尾駅西口～西柏座～西上尾車庫	1,549
上尾駅西口～ホマック上尾前～西上尾第一団地	1,650
上尾駅西口～愛宕神社～西上尾第二団地	3,267
上尾駅西口～西上尾第二団地～西上尾第一団地	91
上尾駅西口～西上尾第二団地～リハビリセンター	339
上尾駅西口～団地2-4～西上尾第一団地	91
上尾駅西口～畔吉～西上尾車庫	338
大宮駅西口～清河寺～平方	1,029
大宮駅西口～清河寺～リハビリセンター	225
大宮駅西口～リハビリセンター入口～平方	332
大宮駅西口～大石南中学校入口～西上尾車庫	189
大宮駅西口～平方上野～丸山公園	564
大宮駅西口～リハビリセンター入口～丸山公園	252
指扇駅～峰岸団地～平方	38
指扇駅～峰岸団地～リハビリセンター	48
指扇駅～平方～上尾駅西口	71
指扇駅～平方～フェニックスゴルフ場	51
指扇駅～フェニックスゴルフ場～上尾駅西口	20
上尾駅西口～秀明高校	248
東大宮駅～尾山台団地センター～原市診療所	26
東大宮駅～尾山台団地センター～原市団地北口	75
東大宮駅～原市団地北口～東大宮駅	1,433
東大宮駅～尾山台団地～東大宮駅	107
東大宮駅～原市団地中学校入口	54

資料 東武バスウエスト㈱
朝日自動車㈱
丸建自動車㈱

(出典) 統計あげお平成30年版

【ぐるっとくんの年間利用者数】

(単位：人)

路線	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大石桶川線 H28.2.1 開始	36,464	36,645	37,396
大石領家北上尾線 H28.2.1 開始	39,284	44,590	47,941
平方丸山公園線 H28.2.1 開始	29,651	28,420	28,641
平方小敷谷循環 H28.2.1 開始	53,030	48,778	50,991
大谷循環 H28.2.1 開始	128,472	131,384	139,315
上平箕の木循環 H28.2.1 開始	26,963	28,722	30,147
上平菅谷北上尾線 H28.2.1 開始	34,232	37,050	38,215
原市平塚循環 H28.2.1 開始	49,456	55,168	60,402
原市瓦葺線 H28.2.1 開始	29,923	32,325	35,214
合計	427,475	443,082	468,262

(出典) 上尾市交通防犯課資料

【主要道路交通量（平日）】

路線名	交通量観測地点	12・24 観測時間の別	昼間12時間自動車類 交通量上下合計			24時間自動車類 交通量上下合計		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
一般国道17号	上尾市東町2丁目3-16	24	26,910	5,901	32,811	42,621	12,413	55,034
	上尾市堤崎101番地1先		10,904	1,661	12,565	14,776	2,113	16,889
さいたま菖蒲線	上尾市原市1005-12	12	9,076	1,203	10,279	11,865	1,703	13,568
	上尾市平塚2151-1		10,332	1,544	11,876	13,716	2,198	15,914
川越上尾線	上尾市平方525	12	12,718	3,223	15,941	17,447	4,233	21,680
さいたま鴻巣線	上尾市泉台3丁目2-9	12	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
鴻巣桶川さいたま線	上尾市上65-5	12	8,993	407	9,400	11,544	864	12,408
	上尾市栄町5番地28先		8,416	977	9,393	10,956	1,443	12,399

※調査日は平成27年9月～11月の平日中で任意に選定。

(出典) 統計あげお平成30年版

調査期間は午前7時から午後7時までの12時間又は午後7時までの24時間。

【自動車登録台数】

7 自動車登録台数

単位：台

年	総数	貨物自動車			バス	乗用車		特種用途車
		普通	小型			普通	小型	
			4輪	3輪				
平成26年	79,943	2,679	4,804	-	237	31,514	39,413	1,296
27	79,485	2,853	4,806	-	243	31,589	38,679	1,315
28	79,223	2,963	4,807	-	237	32,023	37,857	1,336
29	79,195	2,954	4,859	-	243	32,561	37,235	1,343
30	79,119	3,007	4,884	-	248	33,090	36,547	1,343

資料 埼玉県自動車税事務所

注 各年4月1日現在

8 軽自動車登録台数

単位：台

年度	区分	総数	原動機付自転車			軽自動車				小型特殊		2輪 小型 自動車	ミニ カー
			第1種 (50cc 以下)	第2種		2輪車	3輪車	4輪車		耕運機	特殊 作業 用		
				(51～ 90cc)	(91～ 125cc)			乗用車	貨物車				
26	総数	47,803	8,292	536	1,815	2,434	1	24,833	6,409	336	455	2,609	83
	課税台数	47,398	8,024	506	1,757	2,432	1	24,821	6,387	329	455	2,607	79
	非課税台数	93	12	19	26	1	-	11	21	1	-	2	-
27	総数	48,946	8,064	507	1,909	2,424	1	26,170	6,351	338	484	2,620	78
	課税台数	48,474	7,784	478	1,851	2,416	1	26,131	6,302	334	483	2,616	78
	非課税台数	96	12	19	26	1	-	12	22	1	-	3	-
28	総数	49,861	7,803	498	2,042	2,414	-	27,247	6,350	337	500	2,583	87
	課税台数	48,946	7,529	475	1,968	2,397	-	26,878	6,208	335	499	2,570	87
	非課税台数	94	12	14	31	1	-	12	20	1	-	3	-
29	総数	50,071	7,432	487	2,089	2,383	-	27,895	6,273	345	495	2,587	85
	課税台数	49,399	7,188	466	2,019	2,371	-	27,688	6,173	342	494	2,576	82
	非課税台数	88	12	13	32	1	-	12	14	1	-	3	-
30	総数	50,368	7,118	472	2,120	2,380	-	28,554	6,157	356	486	2,640	85
	課税台数	49,917	6,893	454	2,062	2,370	-	28,494	6,091	352	486	2,633	82
	非課税台数	85	9	13	32	2	-	13	12	1	-	3	-

(出典) 統計あげお平成30年版

3. 環境を取り巻く現状の整理

1) 国内外の動向

(1) 温室効果ガス削減

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約であるパリ協定では、世界が目指す目標として、「産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑える」(さらに努力目標として1.5度未満に抑える)、「2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」という2つの目標が掲げられています。

日本においては、2015年7月に決定した「日本の約束草案」において、「2030年度に2013年度比▲26%(2005年度比▲25.4%)の水準」の温室効果ガス削減を目標としています。(2014年(平成26年)11月に国連は、世界の平均気温は1880年から2012年の間に0.85℃上昇し、今世紀末には気温が最4.8℃上昇すると予測しています。)

この目標は、地方自治体が策定する「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」における、温室効果ガス排出量の総量削減目標の基準の一つとなっています。

(2) SDGs への貢献

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。また、経済、社会、環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

日本においても、2016年12月にSDGs推進本部により「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定されました。これは、日本が2015年9月に国連で採択された「2030アジェンダ」を実施し、2030年までに日本国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられます。2019年9月に開催されたSDGsサミットにおいて安倍総理は「次のSDGsサミットまでに国内外における取組をさらに加速させる」との決意を表明しています。また、SDGs推進の観点からは、同じく2015年に採択された仙台防災枠組2015-2030と国連気候変動枠組条約締約国会議によるパリ協定、さらには生物多様性条約による生物多様性戦略計画・愛知目標等への貢献も進めることが重要であり、SDGsに係るこれらの国内外における最新の動向を踏まえ日本の取組の方向性を示すため、令和元年12月に実施指針が改定されました。

改定された実施指針に基づき、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、優先課題8分野における2030年における目標達成に向けた取組方針が示されています。

【2030アジェンダに掲げられる5つのPと8つの優先課題】

People(人間)	1. あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現 2. 健康・長寿の達成
Prosperity(繁栄)	3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet(地球)	5. 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会 6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace(平和)	7. 平和と安全・安心社会の実現
Partnership(パートナーシップ)	8. SDGs 実施推進の体制と手段

(3) 地域循環共生圏の構築

第5次環境基本計画においては、私たちが目指すべき持続可能な社会の姿として、「循環共生型の社会」を提言しています。これは、ICT等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現すること、そして健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現するというものです。

環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の一つが「地域循環共生圏」であり、日本発の脱炭素化、SDGsの実現に向けた考え方としています。

○地域循環共生圏の意義

「地域循環共生圏」は、環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念です。

各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方です。

「地域循環共生圏」では、それぞれの地域が自立しながら多様性を生かしつつ、互いにつながる事が重要です。それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・川・海の連環））や経済的つながり（人、資金等）をパートナーシップにより構築していくことで、地域資源を補完し合うことが必要となります。

地域資源には、その地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積等に加えて、文化、風土、組織、コミュニティなど様々なものが含まれます。

地域が持続可能であるためには、経済社会活動によって地域資源が損なわれないようにする必要があり、地域資源を維持した上で、質を向上させることが重要となります。



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

資料：環境省

(4) 循環型社会形成への取組

2018年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定しています。循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画においては、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進しています。

(本市においても伊奈町とのごみ処理施設の後継施設を共同で建設するための協議を進めています。)

また、本閣議決定を受け、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されています。

(5) 気候変動への適応

近年、国内外で異常気象が頻発しています。国内では、2017年の「平成29年7月九州北部豪雨」において、福岡県、大分県等の同じ場所に猛烈な大雨が降り続け、42名(2018年1月16日時点)が犠牲となる記録的な豪雨となりました。世界的にも異常気象が頻発しています。2017年には、ハリケーンにより米国南東部からカリブ海諸国にかけての地域において190名以上の犠牲者が出ました。世界気象機関(WMO)は、これらの異常気象は長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表しています。

このような背景を受け、2018年6月に「気候変動適応法」が成立しています。温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪であるということを基本とし、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化しています。地域での適応の強化策としては、都道府県及び市町村における地域気候変動適応計画策定の努力義務化や、地域における適応の情報収集・提供等を行う拠点(地域気候変動適応センター)機能を担う体制の確保などが挙げられています。

(6) 省エネルギーへの取組、再生可能エネルギーの導入拡大

2018年7月閣議決定した「第5次エネルギー計画」においては、「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むこと」等を原点として、2030年、2050年に向けたエネルギー施策の方針を示しています。

2030年に向けた方針としては、温室効果ガス26%削減に向け、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組を行うなどとしています。2050年に向けては、温室効果ガス80%削減を目指し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を行うなどとしています。

①業務・家庭部門における省エネルギーの強化

業務・家庭部門において高い省エネルギー効果が期待されるのは、建築物・住宅の省エネルギー化であり、第5次エネルギー基本計画では、今後は、将来の建築物の省エネルギー性能の標準とすることを見据え、非住宅建築物については、2020年までに国を含めた新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指し、住宅については、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指す、とされています。

②運輸部門における多様な省エネルギー対策の推進

同計画においては、次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることを目指しています。また、車両等の省エネルギー化のみならず、鉄道駅や道路などの施設においても、省エネルギー機器の導入や照明のLED化を通じた省エネルギー化を目指すとしています。

③産業部門等における省エネルギーの加速

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）では、エネルギー消費効率の年1%改善を努力目標としていましたが、これに加え、業種別にエネルギー消費原単位等の目標を設定する産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の導入が進められています。同制度は既に12業種16分野に導入されており、エネルギー消費で産業・業務部門の7割をカバーすることを目指し、引き続き導入業種が拡大されます。また、特定事業者からの報告に基づいて事業者をクラス分けし、クラスに応じた対応を行う事業者クラス分け評価制度については、改善状況が芳しくない事業者への対応の強化やクラス分けの細分化等、更にメリハリのある対応を検討するとされています。

④再生可能エネルギーの導入拡大

2012年7月のFIT制度開始以降、2017年3月末までに、大規模水力を除く発電を開始した再生可能エネルギー発電設備は制度開始前と比較して設備導入量が2.7倍に増加するなど着実に導入が進んでいます。一方、地域との共生や発電事業終了後の設備廃棄に関する地元の懸念に加え、小規模電源を中心に将来的な再投資が滞るのではないかとといった長期安定的な発電に対する懸念も明らかとなってきています。

国においては、本制度の在り方等について2020年度末までの間に抜本的な見直しを行うとしており、動向について注視する必要があります。

再生可能エネルギーの活用は、CO₂排出量の抑制に加え、災害時における自律分散型の緊急電源としての利用価値も高く、災害に強いまちづくりを進めるうえでも導入拡大が求められています。

(7) 生物多様性の保全

生物多様性国家戦略（2012-2020）では日本国内の生物多様性の危機の構造を①人間活動や開発②自然に対する働きかけの減少③外来生物④地球温暖化の4つの要因に整理

しています。2016年に行われた「第2回生物多様性総合評価」においては、これらの4要因については依然として改善されていないとされています。地球温暖化による影響は今後さらに深刻になると予想されています。

また、人口減少等により、これまで人の手が入ることにより維持されてきた里地里山の景観が失われ、生物多様性のみならず生態系サービスが低下する可能性があると考えられています。

2020年を目標年とする愛知目標は、生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）（2018年）で決定された決定プロセスに従い、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15（2020年／中国）で決定されることとなります。

「温室効果ガス削減」、「省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「生物多様性の保全」、「気候変動適応」、「地域循環共生圏の構築」、「SDGsへの貢献」などといった取組への対応が国内外から求められています。

（参考）【環境問題の国内外の動向】

2011年（平成23年）	3月	東日本大震災発生
2012年（平成24年）	9月	「生物多様性国家戦略」閣議決定
2015年（平成27年）	10月	「日本の約束草案」決定 (温室効果ガスを2030年に2013年度比で26.0%削減)
2015年（平成27年）	9月	「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2015年（平成27年）	11月	「気候変動の影響への適応計画」策定
2015年（平成27年）	12月	「パリ協定」合意（第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21））
2016年（平成28年）	5月	政府「地球温暖化対策計画」策定
2016年（平成28年）	12月	「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」決定
2018年（平成30年）	4月	「第5次環境基本計画」閣議決定
2018年（平成30年）	6月	「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 6月「気候変動適応法」成立
2018年（平成30年）	7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
2018年（平成30年）	11月	「気候変動適応計画」閣議決定

2) 埼玉県の動向

埼玉県においては、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図り、同条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため環境基本計画を策定しています。計画の期間は、平成 24 年度から令和 3 年度までとなっています。計画の概要は以下の通りです。

【埼玉県環境基本計画の概要】

長期的な目標	施策の方向	主な指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成33年度)
新たなエネルギーが普及した 自立分散型の低炭素社会づくり	1 新たなエネルギー社会の構築	・県全体の温室効果ガスの排出量 ・次世代自動車の普及割合	3,849万t-CO ₂ 11%	3,363万t-CO ₂ 33%
	2 地球温暖化対策の総合的推進			
	3 ヒートアイランド対策の推進			
限りある資源を大切にす循環型 社会づくり	4 廃棄物の減量化・循環利用の推進	・一般廃棄物の1人1日当たりの 最終処分量 ・産業廃棄物の最終処分量(年間)	47g/人・日 192千t	43g/人・日 172千t
	5 廃棄物の適正処理の推進			
	6 水循環の健全化と地盤環境の保全			
恵み豊かなみどりや川に彩られ、 生物の多様性に富んだ自然共生社 会づくり	7 川の保全と再生	・アユが棲める水質(BOD 3mg/L 以下)の河川の割合 ・身近な緑の創出面積	89%	93% 250ha
	8 みどりの保全と再生			
	9 森林の整備と保全			
	10 生物多様性の保全			
安心・安全な環境保全型社会づく り	11 大気環境の保全	・微小粒子状物質(PM2.5)の 濃度	13.6μg/m ³	12.0μg/m ³
	12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止			
	13 化学物質・放射性物質対策の推進			
	14 身近な生活環境の保全			
	15 環境分野の災害への備えの推進			
環境の保全・創造に向けて各主体 が取り組む協働社会づくり	16 環境と経済発展の好循環の創出	・地域清掃活動団体の登録数 《累計》 ・環境アドバイザー、環境教育アン スタント、環境学習応援隊の派遣回 数(年間)	531団体 237回	830団体 300回
	17 環境と共生する地域づくりの推進			
	18 連携・協働による取組の拡大			
	19 環境を守り育てる人材育成			
	20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進			

また、地球温暖化対策を推進するため、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて目標設定型排出量取引制度など各種の施策を進めています。

計画の期間、は平成 21 年度(2009 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの 12 年間となっています。

温室効果ガスの削減目標は 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を 2005 年比 21%とし、目標達成に向けて 7 つのナビゲーションを設けています。

【温暖化対策の 7 つのナビゲーション】

1. 低炭素型で活力ある産業社会づくり
2. 低炭素型ビジネススタイルへの転換
3. 低炭素型ライフスタイルへの転換
4. 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換
5. 低炭素で潤いのある田園都市づくり
6. 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策)
7. 低炭素社会への環境教育の推進

削減が進んでいない部門への対策として、計画期間後半には以下の3つの項目を最重点施策として位置付けています。

<最重点 1. 家庭部門の省エネ化を進める>

省エネ技術の進展を活用し、生活の質を低下させることなく省エネを進めます。

(具体的な取組)

省エネ家電・設備等の普及促進

住宅の省エネ対策の推進

環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進

<最重点 2. 運輸部門の低炭素化を進める>

運輸・交通手段の転換を促し、運輸部門から排出されるCO₂抑制を図ります。

(具体的な取組)

EV・PHVなど次世代自動車の普及促進

営業用自動車のエコ化促進

自転車活用社会への転換促進

再生可能エネルギーの利用普及

<最重点 3. 再生可能エネルギーの活用と産業の発展の好循環をつくる>

再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、関連する先端産業発展との好循環を創出します。

(具体的な取組)

多様な再生可能エネルギーの活用

水素社会の実現など分散型エネルギー社会の構築

環境・エネルギー分野等の先端産業の育成

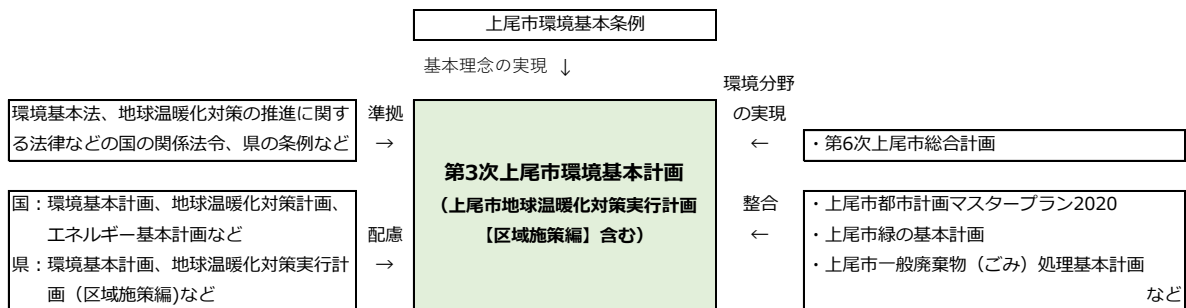
3) 上尾市の関連計画等との関係

本計画は、上尾市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。



年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
内容・計画期間	第2次上尾市環境基本計画（2011～2020）					第3次上尾市環境基本計画										
				改定作業												
	第5次上尾市総合計画（2011～2020）					第6次上尾市総合計画										
				改定作業												
	上尾市都市計画マスタープラン2010					上尾市都市計画マスタープラン2020										
				改定作業												
	上尾市緑の基本計画（2010～2030）															
	上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2016～2025）															
							見直し									

市の関連計画の策定状況を見ると、総合計画、都市計画マスタープランの見直しが同時期に行われており、整合性のある計画づくりを行う必要があります。

【参考】上尾市環境基本条例（一部抜粋）

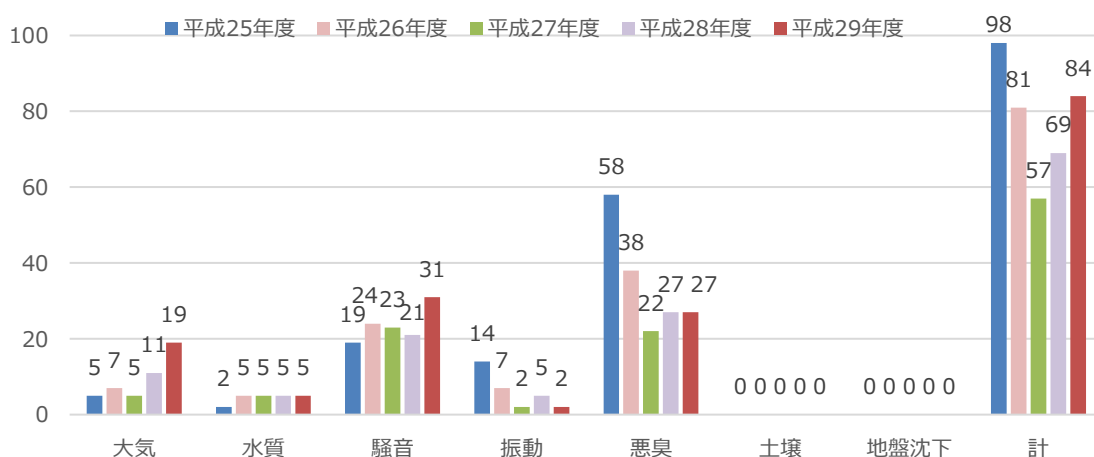
<p>(環境基本計画)</p> <p>第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱</p> <p>(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>

4. 上尾市の環境分野の現状

1) 公害種類別苦情件数（典型 7 公害）

公害種類別の苦情件数についてみると、大気汚染、騒音に対する苦情が増加傾向にあります。また、悪臭については、平成 25 年度の 58 件から平成 29 年度の 27 件へと件数は減少していますが、他の公害に比べ件数が多くなっています。土壌汚染、地盤沈下への苦情は近年ありません。

【公害種類別苦情件数（典型 7 公害）】



(出典) 統計あげお平成 30 年版

2) 大気

① 二氧化硫 (SO₂※)

SO₂の年平均値は、平成 25 年度以降レベルで推移しており、環境基準値を超えることはありませんでした。

【二氧化硫 (SO₂年間値) の経年変化】

年 度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値 0.04 ppm を超えた日数 (日)
				時間	%	時間	%				
平成25年度	363	8,659	0.001	-	0.0	-	0.0	0.008	0.003	無	-
26	365	8,657	0.002	-	0.0	-	0.0	0.007	0.003	無	-
27	362	8,608	0.001	-	0.0	-	0.0	0.006	0.003	無	-
28	365	8,658	0.001	-	0.0	-	0.0	0.010	0.002	無	-
29	364	8,649	0.001	-	0.0	-	0.0	0.009	0.002	無	-

測定局：浅間台大公園 (出典) 統計あげお平成 30 年版

※SO₂：石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄 (S) が酸化されて発生するもので、四日市喘息等のいわゆる公害病の原因物質であるほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質ともなる。環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

②光化学オキシダント (OX[※])

環境基準値である、1時間値 0.06ppm を超えた日数についてみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけては低減傾向にありましたが、平成 29 年度に増加しており、平成 29 年度では 106 日、光化学スモッグ注意報の発令基準値である 0.12ppm を超えた日数は 7 日となっています。

【光化学オキシダント (OX 年間値) の経年変化】

年 度	昼間測定日数(日)	昼間測定時間(時間)	昼間1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)
			日	時間	日	時間		
平成25年度	365	5,416	116	609	8	14	0.146	0.053
26	365	5,408	110	645	9	19	0.155	0.055
27	363	5,390	98	522	9	15	0.164	0.052
28	365	5,430	89	451	1	2	0.140	0.049
29	363	5,388	106	535	7	10	0.158	0.052

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成 30 年版

※OX：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。

③一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)及び窒素酸化物[※](NO+NO₂)

二酸化窒素(NO₂)の1時間値の最高値をみると、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて低減傾向にありましたが、平成 28 年度、29 年度と微増しています。日平均の 98% 値では環境基準を下回っています。

【一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)及び窒素酸化物(NO+NO₂)の経年変化】

項 目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 酸 化 窒 素	有効測定日数	日	362	364	365	365	364
	測定時間	時間	8,641	8,650	8,670	8,648	8,648
	年平均値	ppm	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.146	0.099	0.115	0.110	0.103
二 酸 化 窒 素	有効測定日数	日	362	364	365	364	364
	測定時間	時間	8,641	8,650	8,670	8,648	8,648
	年平均値	ppm	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.069	0.060	0.055	0.057	0.061
	日平均値の年間98%値	ppm	0.030	0.026	0.026	0.025	0.026
窒 素 酸 化 物	有効測定日数	日	362	364	365	364	364
	測定時間	時間	8,641	8,650	8,670	8,648	8,648
	年平均値	ppm	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013
	1時間値の最高値	ppm	0.185	0.150	0.155	0.160	0.136

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成 30 年版

※窒素酸化物：ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の形で大気中に存在している。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様で、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。二酸化窒素（NO₂）の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。98%値が、日平均値の環境基準の上限である0.06ppm以下であることが、環境基準に適合するための条件。

④ PM2.5

平成29年度の微小粒子状物質(PM2.5[※])についてみると、年平均値、日平均値の年間98%値については、環境基準を下回っていますが、日平均値が35 μ g/m³を超えた日数が6日ありました。

【PM2.5の経年変化】

項 目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
P M 2 . 5	有効測定日数	日	-	-	-	108	363
	年平均値	μ g/m ³	-	-	-	13.5	12.9
	日平均値の年間98%値	μ g/m ³	-	-	-	40.1	30.3
	日平均値が35.0 μ g/m ³ を超えた日数	日	-	-	-	3	6

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成30年版

※PM2.5：大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が概ね2.5 μ m以下の粒子をいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えているとされている。環境基準は、年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下であること。

3) 水質

【芝川】

主要河川の水質について、生活環境の保全に関する項目についてみると、芝川における4地点のうち、芝川上流（菅谷433地先）については、生物化学的酸素要求量（BOD）が直近の5年間で各年とも環境基準を超えています。

河川名	芝川上流 (菅谷433地先)			芝川上流 (上郷橋)			芝川中流 (道三橋)			芝川下流 (日の出橋)		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	7.40	28.00	8.80	6.70	7.00	12.00	7.00	5.90	17.30	7.00	5.10	7.60
平成26年度	6.90	13.00	5.75	6.90	4.60	6.75	7.10	4.30	12.50	7.20	4.70	8.16
平成27年度	7.00	17.00	6.00	6.90	3.60	6.25	7.20	5.50	17.50	7.30	5.10	8.33
平成28年度	7.00	21.00	8.50	6.90	2.80	7.75	7.20	5.50	20.50	7.30	5.80	10.25
平成29年度	7.20	13.00	9.75	6.90	2.00	4.00	7.30	4.00	20.00	7.40	4.70	8.92

(出典) 上尾市資料

(環境基準類型D)

水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊性物質 (SS)
6.0~8.5	≤8	≤100

【原市沼川】

原市沼川における2地点については、各年とも環境基準を超える項目はありません。

河川名	原市沼川上流 (上平橋)			原市沼川下流 (境橋)		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	6.70	4.60	5.75	7.00	2.90	19.25
平成26年度	6.80	4.40	5.50	7.20	1.80	8.50
平成27年度	6.80	3.80	<3.5	7.20	2.30	15.75
平成28年度	6.80	4.00	3.80	7.30	1.70	17.75
平成29年度	6.80	3.20	3.00	7.30	1.80	11.25

(出典) 上尾市資料

(環境基準類型C)

水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊性物質 (SS)
6.5~8.5	≤5	≤50

※流入する綾瀬川の環境基準類型に準じて評価しています。

【鴨川】

鴨川における3地点については、平成25年度の鴨川中流（富士見橋）において、生物化学的酸素要求量（BOD）において環境基準を超えましたが、以降、各年とも環境基準を超える項目はありません。

河川名	鴨川上流（鴨川中央公園脇）			鴨川中流（富士見橋）			鴨川下流（山の下橋）		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	6.90	1.60	4.30	7.1	5.1	10.3	7.1	3.1	8
平成26年度	7.20	1.30	4.25	7.3	4.1	8.25	7.3	3.2	8.75
平成27年度	7.20	1.40	3.00	7.3	2.4	6	7.4	3.1	6.5
平成28年度	7.40	0.60	2.50	7.4	4.5	7	7.5	4.1	8.8
平成29年度	7.40	2.10	2.00	7.4	3.4	8.25	7.5	2.8	5.5

（出典）上尾市資料

（環境基準類型 C）

水素イオン濃度（PH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊性物質（SS）
6.5～8.5	≤5	≤50

【江川】

江川下流（宮下樋管）については、生物化学的酸素要求量（BOD）の値が直近5か年において環境基準を超えています。

河川名	江川下流（宮下樋管）		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	7.20	2.60	12.50
平成26年度	7.40	2.90	9.75
平成27年度	7.50	3.10	13.75
平成28年度	7.60	3.50	10.75
平成29年度	7.50	3.00	7.90

（出典）上尾市資料

（環境基準類型 A）

水素イオン濃度（PH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊性物質（SS）
6.5～8.5	≤2	≤25

※流入する荒川の環境基準類型に準じて評価しています。

4) 騒音・振動

①騒音

自動車騒音の常時監視結果についてみると、2017年度に以下の3地点で騒音の測定を行った結果、夜間において、いずれの地点においても環境基準を超える結果となっています。

【自動車騒音の常時監視結果】

測定地点の住所		上尾市上町 2-14-19	上尾市大字原市 4169-3	上尾市大字原市 3420-4
対象道路	路線名	一般国道 17 号	さいたま菖蒲線	さいたま栗橋線
	車線数	4	4	4
	道路種別	一般国道	都道府県道	都道府県道
測定年月日	開始	2018/1/10	2018/1/18	2018/2/6
	終了	2018/1/11	2018/1/19	2018/2/7
測定位置 (m)	車道端距離	2	3.5	4
	道路敷地境界距離	0	0	0
	地上高さ	1.2	1.2	1.2
騒音 (dB)	昼間	69	69	69
	夜間	69	66	67

(出典) 生活環境課

上記 3 路線については、以下の幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）が適用されます。

【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)】

地域の区分	昼	夜間
	6:00AM～ 10:00PM	10:00PM～ 6:00AM
屋外	70dB 以下	65dB 以下

(出典) 上尾市環境白書

②振動

道路交通振動測定結果についてみると、2017年度に以下の3地点で計測を行った結果、昼間、夜間ともいずれの地点でも環境基準を下回っています。

【道路交通振動測定結果】

測定地点の住所		上尾市上町 2-14-19	上尾市大字原市 4169-3	上尾市大字原市 3420-4
対象道路	路線名	一般国道 17 号	さいたま菖蒲線	さいたま栗橋線
	車線数	4	4	4
	道路種別	一般国道	都道府県道	都道府県道
	区域区分	第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種区域
測定年月日	開始	2018/1/10	2018/1/18	2018/2/6
	終了	2018/1/11	2018/1/19	2018/2/7
振動 (dB)	昼間	55	51	53
	夜間	55	44	53

(出典) 生活環境課

【環境基準】

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	第 1 種区域	65dB
第 2 種区域	70dB	65dB

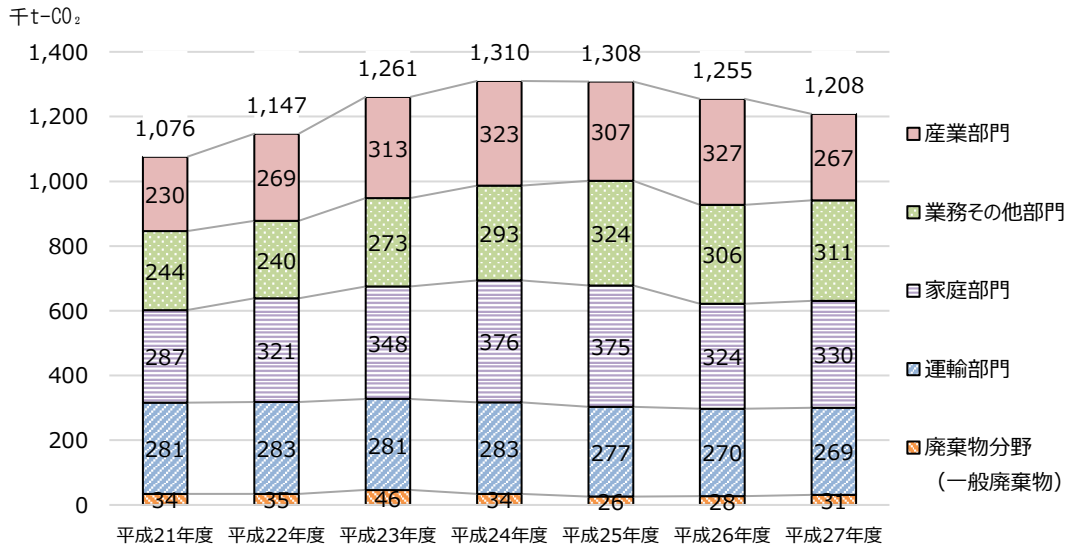
(出典) 振動規制法施行規則第 12 条より抜粋

5) 温室効果ガス

① 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

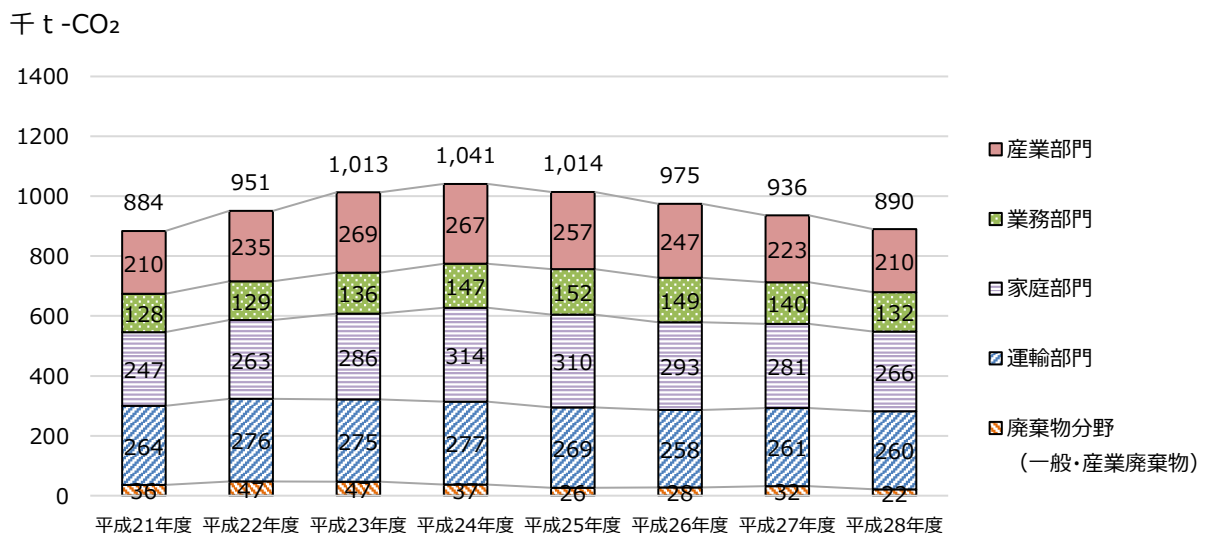
環境省の示す標準的手法及び埼玉県的手法による部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化についてみると、ともに平成21年度から平成24年度にかけて排出量は増加し、平成24年度以降は減少傾向にあります。両手法において、排出量の数値に違いが見られますが、これは埼玉県的手法において、より県内の自治体の実態に合わせた統計データを用いて算出を行っているためです。

【標準的手法による温室効果ガス（CO₂）排出量】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【埼玉県の手法による温室効果ガス（CO₂）排出量】



(出典) 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

② 特定事業所の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

特定事業所における温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化についてみると、市内の特定事業所の箇所数は、平成 21 年度に比べ平成 27 年度では産業部門において 2 箇所、業務その他部門において 1 箇所増加し、合計 12 箇所から 15 箇所へと 3 箇所増加しています。特定事業所における温室効果ガス（CO₂）排出量についてみると、特定事業所が 15 箇所の年度で見ると、平成 27 年度が一番少なくなっています。

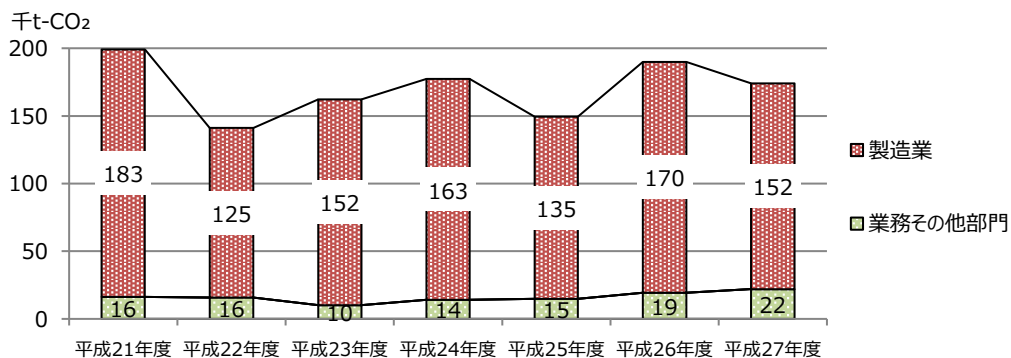
特定事業所における、温室効果ガス（CO₂）排出量のカバー率についてみると、平成 27 年度において、全体の 19%、産業部門の 68%、業務その他部門の 16%を占めています。

【本市における特定事業所の箇所数】

部門	特定事業所数（箇所）						
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計	12	13	14	15	14	15	15
産業部門	8	9	11	11	10	10	10
製造業	8	9	11	11	10	10	10
建設業・鉱業	0	0	0	0	0	0	0
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0
業務その他部門	4	4	3	4	4	5	5

（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

【特定事業所における温室効果ガス（CO₂）排出量】



（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

※「特定事業所」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づくエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl/年以上である事業所。

【特定事業所における温室効果ガス（CO₂）カバー率】

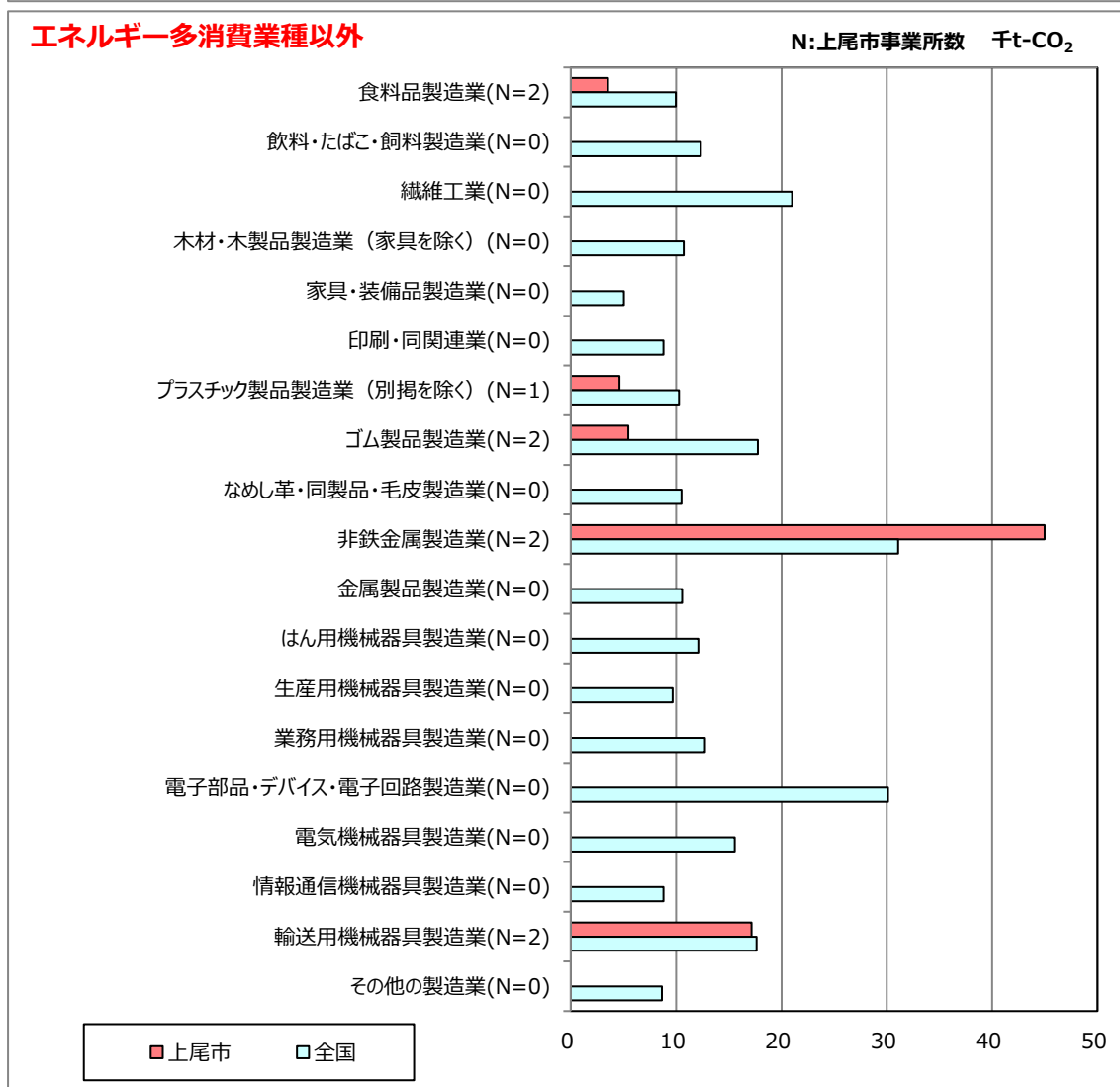
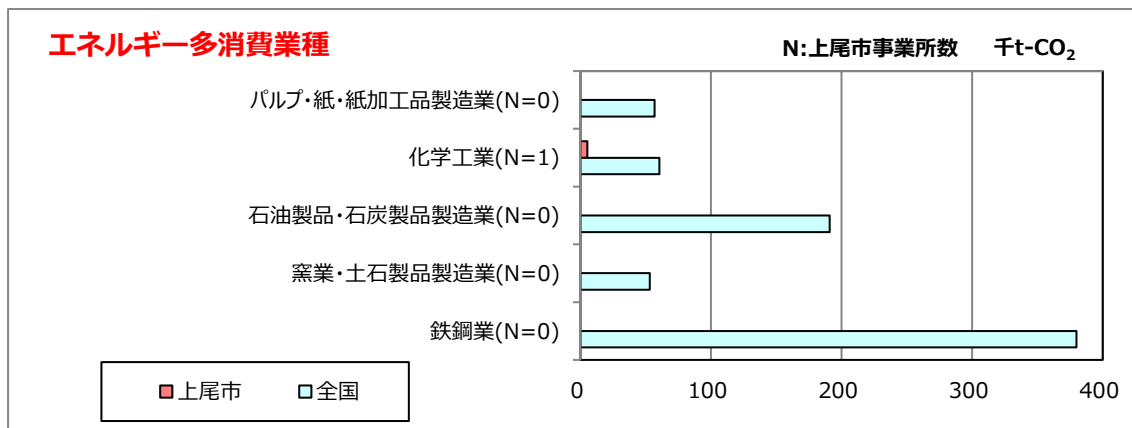
部門・分野	平成27年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成27年度	
		構成比	特定事業所の排出量 (千t-CO ₂) 特定事業所のカバー率
合計	936	100%	174 19%
産業部門	223	24%	152 68%
製造業	211	23%	152 72%
建設業・鉱業	10	1%	0 0%
農林水産業	2	0%	0 0%
業務その他部門	140	15%	22 16%
家庭部門	281	30%	
運輸部門	261	28%	
自動車	254	27%	
鉄道	7	1%	
廃棄物分野(一般廃棄物)	31	3%	

（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

③ 特定事業所 1 事業所当たりの温室効果ガス (CO₂) 排出量

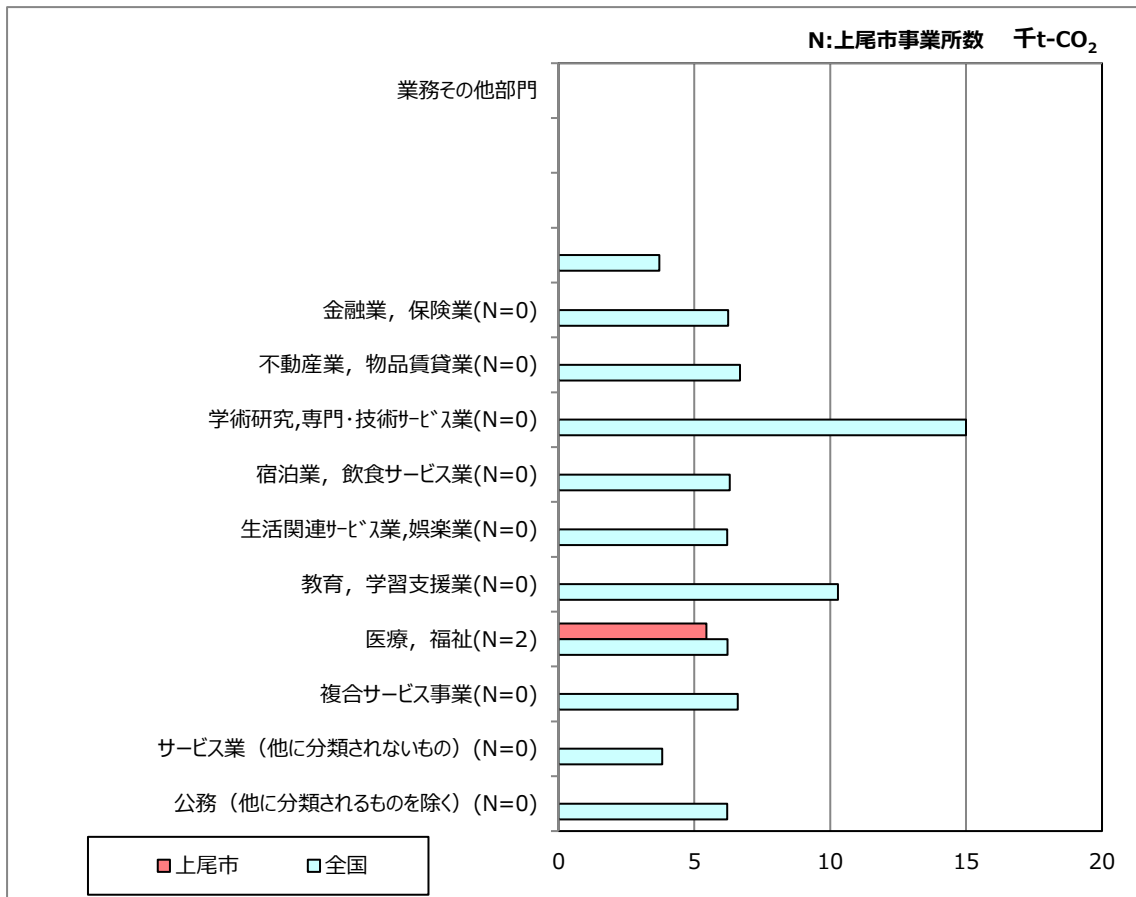
特定事業所 1 事業所当たりの温室効果ガス (CO₂) 排出量についてみると、非鉄金属製造業における、排出量が全国平均値を上回っています。

【産業部門 (製造業) 中分類別 1 事業所当たりの排出量(全国平均値との比較)(平成 27 年度)】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【業務その他部門大分類別 1 事業当たりの排出量(全国平均値との比較)(平成 27 年度)】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【特定事業所集計】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) (平成26年4月1日施行)		特定事業所数 (単位: 箇所)							特定事業所排出量 (単位: 千t-CO ₂)						
大分類	中分類	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
合計		12	13	14	15	14	15	15	199	141	162	177	149	190	174
製造業	製造業	8	9	11	11	10	10	10	183	125	152	163	135	170	152
	業務その他部門	4	4	3	4	4	5	5	16	16	10	14	15	19	22
	業務その他部門	4	4	3	4	4	5	5	16	16	10	14	15	19	22
E	製造業	8	9	11	11	10	10	10	183	125	152	163	135	170	152
	9 食料品製造業	2	3	3	2	3	2	2	8	11	10	8	12	9	7
	16 化学工業			1	1	1	1	1			4	5	5	5	5
	18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	1	1	1	1	1	1	1	5	5	4	5	5	5	5
	19 ゴム製品製造業	2	2	2	3	2	2	2	9	8	5	12	12	12	11
	23 非鉄金属製造業	2	1	2	2	2	2	2	118	55	80	88	98	101	90
31 輸送用機械器具製造業	1	2	2	2	1	2	2	43	46	49	46	2	38	34	
I	卸売業, 小売業	2	2	1	2	2	3	3	8	8	3	6	6	8	11
	56 各種商品小売業	2	2	1	2	2	3	3	8	8	3	6	6	8	11
P	医療, 福祉	2	2	2	2	2	2	2	8	8	7	8	9	11	11
	83 医療業	1	1	1	1	1	1	1	5	4	4	5	6	8	8
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3

(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

6) エネルギー

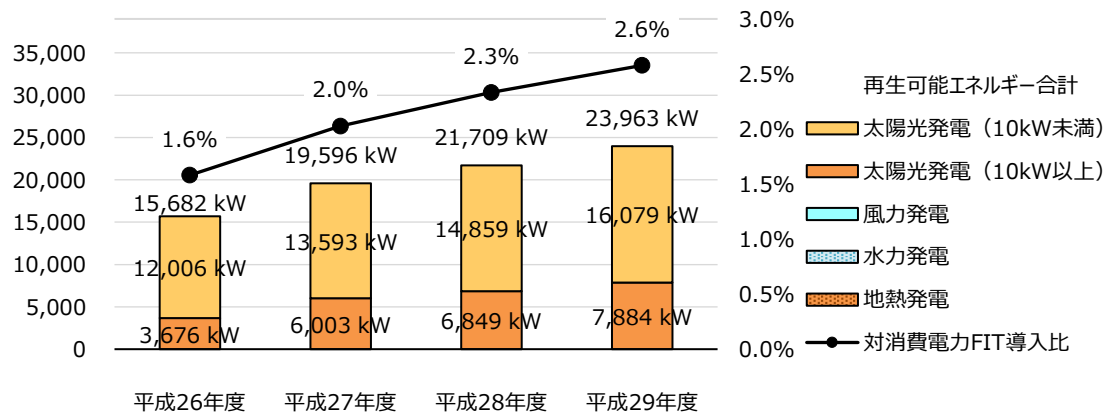
① 地方公共団体の FIT 制度*による再生可能エネルギー（電気）の現状把握

本市における FIT 制度による再生可能エネルギーの導入容量累積についてみると、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて太陽光発電が約 8,000kW 増加しています。

風力、その他の発電の実績はありませんでした。

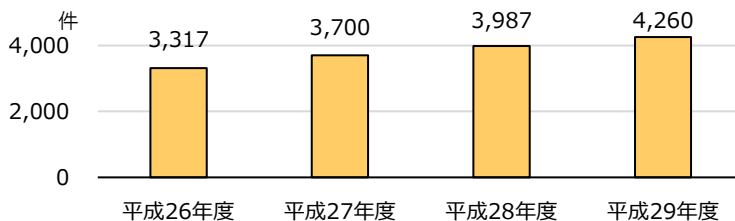
対消費電力の割合をみると、平成 26 年度の 1.6%から平成 29 年度 2.6%へ増加しています。また、太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積についてみると、平成 26 年度の 3,317 件から平成 29 年度には 4,260 件へと増加しています。

【再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積の経年変化】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

※FIT 制度：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度

【再生可能エネルギー導入容量について】

再生可能エネルギー導入容量は、FIT 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しております。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本資料の値に含まれません。それ以外の再生可能エネルギー設備は、具体的には以下の設備があります。

- 発電した電気を自家消費で活用する設備（余剰電力を売電しない設備）
- FIT 制度開始以前に導入され FIT 制度への移行認定をしていない設備
- FIT 制度に認定されていても買取を開始していない設備

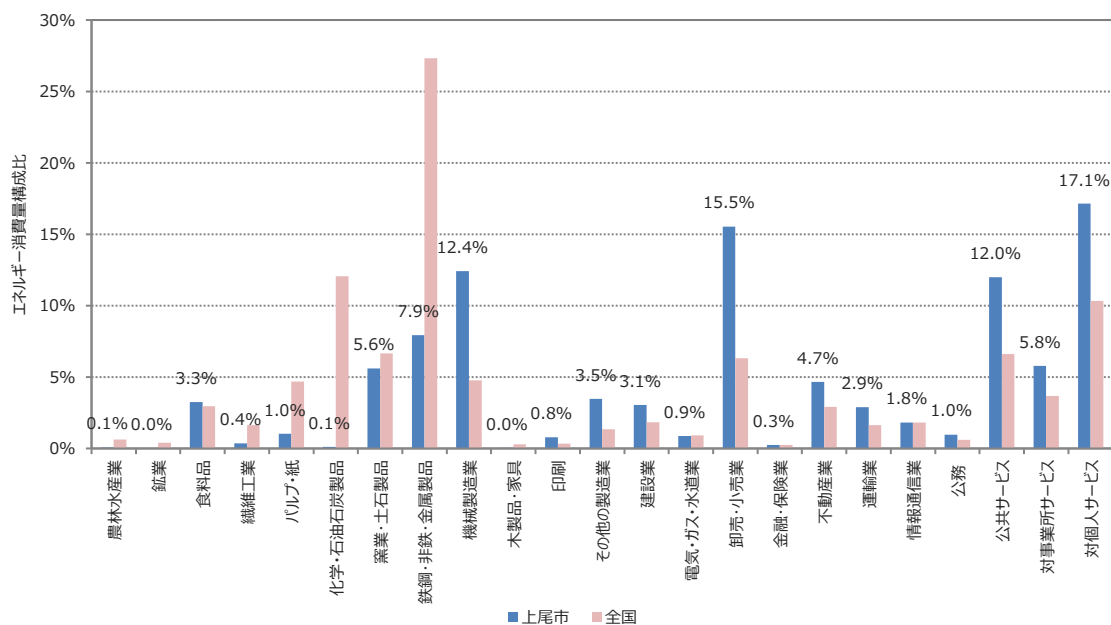
【対消費電力 FIT 導入比】

対消費電力 FIT 導入比は、区域の FIT 制度による再生可能エネルギーの発電電力量を、区域の電気使用量で除した値です。統計資料の公表年度の違いから平成 29 年度の区域の電気使用量は、平成 28 年度の値を用いています。

② 産業別エネルギー消費量構成比

2013年における本市の産業別エネルギー消費量の構成比は、対個人サービス（宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業）のエネルギー消費量の割合が最も多く、次いで卸売・小売業、機械製造業（一般、電気、輸送用、精密機械）の割合が高くなっています。

【産業別エネルギー消費量構成比（2013年）】

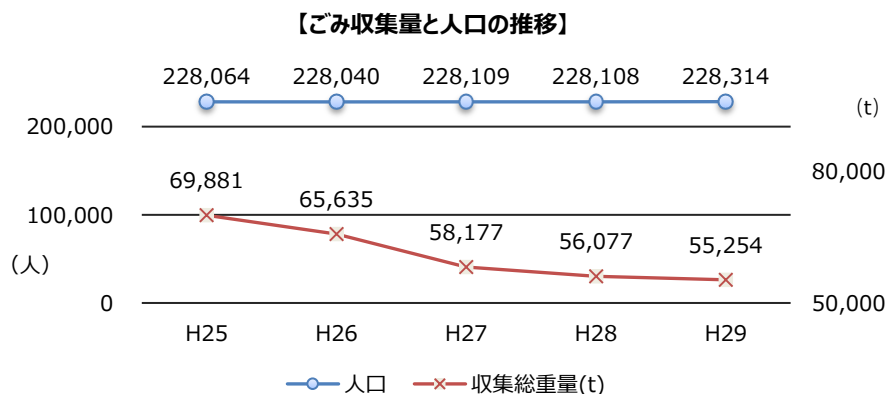


(出典) 環境省「地域経済循環分析ツール」より

7) 廃棄物

①ごみ収集量の推移

ごみ収集量（総重量）についてみると、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて人口は微増しているが、ごみ収集量は 69,881 t から毎年低減傾向にあり、平成 29 年度では 55,254 t と平成 25 年度に比べ 2 割程度減少しています。



(出典) 統計あげお平成 30 年版

②1 人 1 日当たりごみ排出量

平成 28 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)についてみると、県平均の排出量が 867g/人日に対し、本市では 755g/人日となっており、県内では 57 番目となっています。平成 24 年度調査では 905g/人日、県内 22 番目であり、ごみ排出量が減少しています。

【1 人 1 日当たりのごみ排出量 (2016 年度)】

順位	市町村	排出量 (g/人日)	順位	市町村	排出量 (g/人日)	順位	市町村	排出量 (g/人日)
	全 県	867						
1	美 里 町	1,146	22	鳩 山 町	864	43	鴻 巣 市	796
2	本 庄 市	1,138	23	日 高 市	861	44	杉 戸 町	796
3	熊 谷 市	1,114	24	川 口 市	852	45	白 岡 市	791
4	川 島 町	1,074	25	伊 奈 町	851	46	ときがわ町	790
5	深 谷 市	1,042	26	越 谷 市	851	47	嵐 山 町	786
6	秩 父 市	995	27	松 伏 町	848	48	横 瀬 町	781
7	上 里 町	988	28	吉 川 市	845	49	ふじみ野市	780
8	加 須 市	988	29	寄 居 町	841	50	新 座 市	780
9	羽 生 市	980	30	長 瀬 町	837	51	志 木 市	776
10	八 潮 市	975	31	草 加 市	827	52	坂 戸 市	774
11	行 田 市	963	32	鶴ヶ島市	827	53	桶 川 市	772
12	三 郷 市	948	33	飯 能 市	825	54	北 本 市	763
13	神 川 町	947	34	所 沢 市	825	55	皆 野 町	760
14	三 芳 町	937	35	久 喜 市	823	56	朝 霞 市	755
15	春日部市	934	36	狭 山 市	820	57	上 尾 市	755
16	東松山市	917	37	幸 手 市	817	58	滑 川 町	754
17	毛呂山町	905	38	越 生 町	814	59	和 光 市	753
18	戸 田 市	901	39	小 鹿 野 町	807	60	吉 見 町	751
19	さいたま市	891	40	小 川 町	801	61	富 士 見 市	744
20	川 越 市	875	41	宮 代 町	798	62	蓮 田 市	743
21	入 間 市	864	42	蕨 市	796	63	東 秩 父 村	642

8) 文化・景観等

①指定文化財・登録文化財

上尾市の指定・登録文化財は以下の通りです。(令和2年1月1日現在)

(1) 国登録有形民俗文化財

名 称	区 分	登録年月日	所 有 者
上尾の摘田・畑作用具	有形民俗文化財	平成28年3月2日	上尾市

(2) 埼玉県指定文化財

名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
馬蹄寺のモクコク	天然記念物	昭和7年3月31日	馬蹄寺
徳星寺の大カヤ及び暖帯林	天然記念物	昭和48年3月9日	徳星寺
永楽通宝紋鞍 付 鎧一双	工芸品	平成10年3月17日	妙巖寺
殿山遺跡出土旧石器	考古資料	平成12年3月17日	上尾市教育委員会
平方祇園祭のどろいんきょ行事	無形民俗文化財	平成23年3月18日	平方上宿地区

(3) 上尾市指定文化財

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	上尾郷二賢堂跡	史跡	昭和34年1月1日	氷川欽神社
2	山崎武平治碩茂の墓	史跡	昭和34年1月1日	遍照院
3	松下豊前守房利の供養塔	史跡	昭和34年1月1日	放光院
4	森朴斎碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	観音堂
5	西尾隠岐守一族累代の墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
6	伊藤由哉碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
9	柴田七九郎父子の墓	史跡	昭和34年1月1日	今泉共同墓地
10	十一面観世音菩薩坐像 付 胎内仏	彫刻	昭和35年1月1日	清真寺
11	相頓寺三仏	彫刻	昭和35年1月1日	相頓寺
12	絹本着色不動明王図	絵画	昭和35年1月1日	星野家
13	十一面観世音菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	日乗院
14	日光・月光菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院
15	十二神将立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院
16	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	彫刻	昭和35年1月1日	小林寺
17	氷川神社本殿彫刻	彫刻	昭和35年1月1日	氷川神社
18	慶安の禁札	古文書	昭和36年1月21日	十連寺
20	車地藏	有形民俗文化財	昭和37年5月5日	堤崎地区

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
21	月待供養塔	考古資料	昭和 39 年 3 月 1 日	大悲庵
22	月待供養塔	考古資料	昭和 39 年 3 月 1 日	小川家
23	弘長板碑	考古資料	昭和 39 年 3 月 1 日	楞嚴寺
24	紙本着色釈迦三尊像図	絵画	昭和 40 年 3 月 1 日	馬蹄寺
25	家康朱印状等古文書	古文書	昭和 40 年 3 月 1 日	徳星寺
26	古墳出土銅鏡	考古資料	昭和 40 年 3 月 1 日	新藤家
28	木造阿弥陀如来立像	彫刻	昭和 41 年 3 月 31 日	相頓寺
29	木造阿弥陀三尊立像	彫刻	昭和 41 年 3 月 31 日	西光寺
30	もちの木	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	山根家
31	大げやき	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	橋神社
33	らかんまき	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	宝蔵寺
34	むくの木	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	東町共同墓地
35	地藏像板石塔婆	考古資料	昭和 42 年 7 月 8 日	畔吉東部共同墓地
36	むくろじ	天然記念物	昭和 43 年 9 月 27 日	龍山院
37	向山不動堂彫刻	彫刻	昭和 44 年 4 月 22 日	向山地区
38	藤波のささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和 44 年 11 月 15 日	藤波地区
39	原市山車彫刻	彫刻	昭和 44 年 11 月 15 日	原市第一～五区
40	正覚寺寺子屋遺跡	史跡	昭和 46 年 3 月 27 日	観音堂
41	木彫十一面観音立像	彫刻	昭和 48 年 10 月 25 日	谷津観音堂
42	木彫釈迦三尊坐像	彫刻	昭和 48 年 10 月 25 日	龍真寺
43	木造宝冠阿弥陀坐像	彫刻	昭和 49 年 8 月 5 日	放光院
44	木造十一面観音坐像	彫刻	昭和 53 年 3 月 1 日	観蔵院
45	畔吉ささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和 53 年 3 月 1 日	畔吉地区
46	矢部家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
47	須田家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
48	小川家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	小川家
49	神田家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
50	後山遺跡出土関山式土器	考古資料	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
51	薬師耕地前遺跡出土品	考古資料	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
52	万治二年銘庚申塔	有形民俗文化財	昭和 54 年 3 月 31 日	松本家
54	相頓寺六字名号板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	相頓寺
55	私年号板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	平野家

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
56	正平七年銘板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
57	十連寺板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	十連寺
58	五榜の高札	歴史資料	昭和 56 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
59	八枝神社の境内ケヤキ・エノキ群	天然記念物	昭和 56 年 3 月 31 日	八枝神社
60	藤波の餅つき踊り	無形民俗文化財	昭和 57 年 3 月 31 日 平成 3 年 12 月 1 日追加	藤波地区
62	瓦葺懸渡井官費宮繕之真景図	歴史資料	昭和 61 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
63	相頓寺絵馬群	有形民俗文化財	昭和 61 年 3 月 31 日 平成 15 年 3 月 28 日追加	相頓寺
64	愛宕神社（本殿）	建造物	昭和 61 年 3 月 31 日	愛宕神社
65	西通Ⅰ遺跡出土灰釉草葉文瓶	考古資料	平成元年 2 月 28 日	上尾市教育委員会
67	私年号延徳元年銘板石塔婆	歴史資料	平成 2 年 12 月 21 日	藤波家
68	川の大じめ	無形民俗文化財	平成 3 年 12 月 1 日	川地区
69	畔吉の万作踊り	無形民俗文化財	平成 3 年 12 月 1 日	畔吉地区
70	平方村河岸出入商人衆奉納の石祠	歴史資料	平成 5 年 7 月 1 日	橘神社
71	戸崎の浅間塚	有形民俗文化財	平成 5 年 7 月 1 日	長沢家
72	堤崎の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 5 年 7 月 1 日	堤崎地区
73	少林寺山門	建造物	平成 7 年 8 月 1 日	少林寺
75	小塚浅間塚	有形民俗文化財	平成 12 年 3 月 28 日	関根家
76	鈴木荘丹非諧歌碑	歴史資料	平成 12 年 3 月 28 日	馬蹄寺
77	須田家の神楽師用具	有形民俗文化財	平成 13 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
78	神山家煉瓦蔵・煉瓦塀 付棟札一枚	建造物	平成 14 年 3 月 28 日	神山家
79	殿山古墳 付 出土品四点	史跡	平成 15 年 3 月 28 日	本多家(付は市教)
80	南村須田家文書	古文書	平成 17 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
81	上尾宿助郷関係（壱丁目村）文書	古文書	平成 17 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
82	平方村石倉家文書	古文書	平成 17 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
83	木造阿弥陀如来立像	彫刻	平成 22 年 3 月 18 日	畔吉東部共同墓地内堂
84	木造達磨大師坐像・ 招宝七郎大権修利菩薩倚像	彫刻	平成 22 年 3 月 18 日	龍真寺
85	馬蹄寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	馬蹄寺
86	十連寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	十連寺
87	相頓寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	相頓寺
88	畔吉諏訪神社大山石灯籠	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	畔吉諏訪神社
89	領家大山石灯籠	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	領家農村センター

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
90	坂上遺跡方形周溝墓出土品	考古資料	平成 27 年 2 月 19 日 令和元年 7 月 10 日追加	上尾市教育委員会
91	武州平方箕輪囃子	無形民俗文化財	平成 27 年 2 月 19 日	平方上宿地区
92	伝どんどん山出土海獣葡萄鏡	考古資料	平成 29 年 3 月 24 日	上尾市教育委員会

(4) 上尾市登録文化財

登録番号	名 称	種 別	登録年月日	所 在 地
2	井戸木の延宝三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	井戸木共同墓地
3	馬喰新田の寛政十二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	鈴木家
4	徳星寺の正徳四年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	徳星寺
5	柏座の享保十三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	洞禅寺共同墓地
6	向山の宝暦三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	神明神社
7	原市の正徳二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	稻荷神社
8	原市船橋の文化二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	本田家
9	本町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	本町地区
10	愛宕の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	愛宕地区
11	上町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	上町地区
12	仲町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	仲町地区
14	平方下宿の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	平方下宿地区
16	小泉の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	小泉地区
17	浅間台の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	浅間台地区
18	小敷谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	小敷谷地区
19	菅谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	菅谷地区
21	向山の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	向山地区
22	西宮下の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	西宮下地区
23	二ツ宮の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	二ツ宮地区
24	柏座の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	柏座地区
25	谷津の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	谷津地区
26	藤波の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	藤波地区
27	浅間台の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	浅間台地区
28	弁財の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	弁財地区
29	町谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	町谷地区

登録番号	名称	種別	登録年月日	所在地
30	箕の木の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	箕の木地区
31	上新梨子の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	上新梨子地区
32	西門前の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	西門前地区
33	菅谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	菅谷地区
34	須ヶ谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	須ヶ谷地区
35	向山本村の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	向山(本村)地区
36	向山新田の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	向山(新田)地区
37	堤崎の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	堤崎地区
38	地頭方の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	地頭方地区
39	中平塚の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 25 年 7 月 26 日	中平塚地区
40	弁財の浅間塚	有形民俗文化財	平成 26 年 3 月 20 日	弁財地区
41	中分の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 26 年 3 月 20 日	中分(中)地区
42	平方新田の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 26 年 10 月 7 日	平方新田地区
43	瓦葺掛樋跡	史跡	平成 27 年 11 月 17 日	瓦葺地区

(出典) 上尾市資料より

②指定・登録文化財件数

上尾市の指定・登録文化財件数は以下の通りです。(令和 2 年 1 月 1 日現在)

(1) 上尾市指定文化財

有形文化財 (50)						民俗文化財 (18)		記念物 (15)		合計
建造物	絵画	彫刻	書跡・典籍 古文書	考古資料	歴史資料	有形の 民俗文化財	無形の 民俗文化財	史跡	天然 記念物	
3	2	17	9	14	5	11	7	9	6	83

(2) 上尾市登録文化財

民俗文化財 (39)		記念物 (1)	合計
有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	史跡	
8	30	1	39

(出典) 上尾市資料より

②景観保全等

【原市の森】埼玉県緑のトラスト保全地

伊奈町と接する上尾市東部の原市地区にあり、周囲は住宅地が多く、都市近郊に残された貴重な緑地となっています。コナラ、クヌギ、アオハダなどを中心とした雑木林内には古墳と思われる土盛りがあり、土器のかけらなども出土しています。多くの人が散歩に訪れ、春の芽吹き、夏の緑陰、秋の紅葉、冬枯れの様子など、武蔵野の雑木林の四季のうつろいを楽しんでいます。

平成 24 年には埼玉県の実施する緑のトラスト保全地の対象となりました。

また、上尾市では、無秩序な拡大防止や動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図るため、都市緑地法に基づき、平成 29 年 3 月に「原市特別緑地保全地区 (4.8ha)」を指定しました。この区域では、建築行為など一定の行為を制限し、豊かな緑を現状凍結的に保全、将来に継承していきます。



(公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 HP より)

【上尾道路】江川地区の環境保全

上尾道路が江川と交差する江川地区の湿地には豊かな自然が残っており、絶滅が危惧される数多くの希少植物が生育しています。

上尾道路 (江川地区) 環境保全対策検討会議でとりまとめられた環境保全対策を現地で実施するために地元住民、環境保護団体、学識経験者、自治体からなる「湿地保全プロジェクトチーム」を平成 24 年 12 月に発足し、湿地環境の保全・再生や、希少植物の保全・育成・管理などの活動を進めています。平成 30 年 10 月には江川地区における湿地保全計画がとりまとめられています。

【江川地区の湿地に生育する希少植物の一例】 [大宮国道事務所 HP より]

<ノウルシ>

- ・黄色の花 (4 月に開花)
- ・川岸などの湿地に生える高さ 30cm~40cm の多年草
- ・茎を切ると乳白色の汁が出て、ウルシと同じようにかぶれることから、名づけられた。

<ハンゲショウ>

- ・白色の花 (7~8 月に開花)
- ・水辺や湿地に生える高さ 0.6m~1m の多年草
- ・夏至から 11 日目にあたる半夏至のころに花を開くことから名づけられた。葉が白いので、半化粧と書く場合もある。

<チョウジソウ>

- ・ 白色の花（5～6月開花）
- ・ 川のそばなどやや湿った草地に生える高さ40～80cmの多年草
- ・ 花を横から見た形が漢字の「丁」の字に似ていることからチョウジソウ（丁字草）と名づけられた。

【生産緑地地区】

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。平成3年の生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内農地は宅地化するものと保全するものに明確に区分されることとなり、保全するものについては、生産緑地地区の指定を行うこととなりました。

これを受けて上尾市では、平成4年12月に改正生産緑地法に基づく生産緑地地区の都市計画が定められました。本市では、平成30年3月31日現在、453地区、112.25haが指定されています。

【近郊緑地保全区域】

近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法）において、市街化の進行に伴う緑の減少を防止するため、良好な自然環境を残している樹林地や水辺地などについて、首都圏近郊緑地保全法に基づき国土交通大臣が指定するものです。

この区域内では、建築物の建築や宅地の造成、樹木の伐採、水面の埋め立てなどにあたっては、知事への届け出が必要です。この際に知事は、当該近郊緑地保全区域の保全のために必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができます。

上尾市では、川越市やさいたま市などとともに、荒川近郊緑地保全区域として、荒川の河川敷一帯の約155haが指定されています。

5. 地球温暖化対策の動向

近年、気温の上昇、動植物の分布域の変化など、気候変動及びその影響が現れており、長期にわたり拡大するおそれがあります。2018年の夏には、埼玉県で歴代全国1位の最高気温を更新するなど、記録的な猛暑に見舞われました。

気候変動に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）に取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策に、関係者の連携、協働の下、取り組むことが必要となっています。

（気候変動適応への取組）

2018年12月に施行された気候変動適応法において、都道府県及び市町村が地域における気候変動影響に関する情報の収集・分析・提供等を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保するよう努めることや、地域の関係者が、優良事例を共有し合い、連携をしながら効果的な適応策を実施していくために気候変動適応広域協議会を組織することができるとされています。

2018年11月に閣議決定された気候変動適応計画においては、国、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所がそれぞれ果たす役割が明記されています。

地方公共団体の役割として、以下のとおり明記されています（一部抜粋）。

①地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応の推進

地方公共団体は、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定し、実施すること等により、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進する。

②地域における関係者の気候変動適応の促進

地方公共団体は、気候変動適応に関する施策や具体的な取組事例等に関する情報の提供等を通じて、地域における事業者、住民等の多様な関係者の気候変動適応に対する理解を醸成し、それぞれの主体による気候変動適応の促進を図る。また、気候変動適応広域協議会への参画等を通じて、国の地方行政機関、地方公共団体、事業者、地域気候変動適応センター等の地域における気候変動適応に関係を有する者と広域的な連携を図り、地域における気候変動適応を効果的に推進するよう努める。

③地域における科学的知見の充実・活用

地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努める。

【先行事例】

○地域気候変動適応センター

2018年12月に、気候変動適応法の施行に合わせ、埼玉県環境科学国際センターに全国で第1号となる地域気候変動適応センターを設置。同センターでは、埼玉県の温室効果ガスの排出量の算定や気候変動に関する情報の収集、整理、分析を行ってきており、これらの取組に加え、県内市町村の適応に関する取組支援やホームページを活用した情報発信を行っています。2019年4月1日時点で、10県でセンターが設置されています。